

**小規模施設特定有線一般放送
参入マニュアル（第 1.3 版）**

**令和 2 年 1 2 月 1 日
総 務 省
情 報 流 通 行 政 局**

目 次

第1章 はじめに	1
1. 本マニュアルの目的	1
2. 第4次一括法における放送法の改正	1
3. 有線一般放送の概要	1
4. 小規模施設特定有線一般放送の概要	2
第2章 参入の手続き・審査	4
1. 参入に必要な手続き	4
2. 届出の提出先	5
3. 遵守事項等	6
4. 業務開始時の提出書類	6
5. その他	7
第3章 変更・承継・廃止	8
1. 放送に係る業務（ソフト関係）の変更	8
2. 放送に係る業務（ソフト関係）の承継	8
3. 放送に係る業務（ソフト関係）の廃止	8
4. 放送に係る業務（ソフト関係）を行っていた法人の解散	9
5. 放送に係る業務の廃止または解散の届出を行った際の注意点	9
第4章 放送業務を行う上での注意事項	10
1. 法令に基づく報告事項	10
第5章 有線電気通信設備に係る規律	11
1. 放送に係る設備（ハード関係）の提出書類	11
2. 放送に係る設備（ハード関係）に課される技術基準	11
別紙1 設備の規模	12
別紙2 有線一般放送の業務の届出の要否及び提出先（設備の規模が51端子以上500端子以下の設備）	13
別紙3 小規模施設特定有線一般放送に係る届出の提出書類一覧	14
 参考資料	
参考資料1 用語集	15
参考資料2 書類の様式及び記載例	18
参考資料3 Q & A	55
参考資料4 関係法令集	60
参考資料5 都道府県の連絡先一覧	92
参考資料6 各地域の総合通信局等の連絡先一覧	94

第1章 はじめに

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、小規模施設特定有線一般放送への参入を希望する方の円滑な届出に資するため、参入にあたって必要となる手続き、適用される法令の規律等についてまとめたものです。

なお、本マニュアルに記載している事項は、令和2年12月現在のものです。

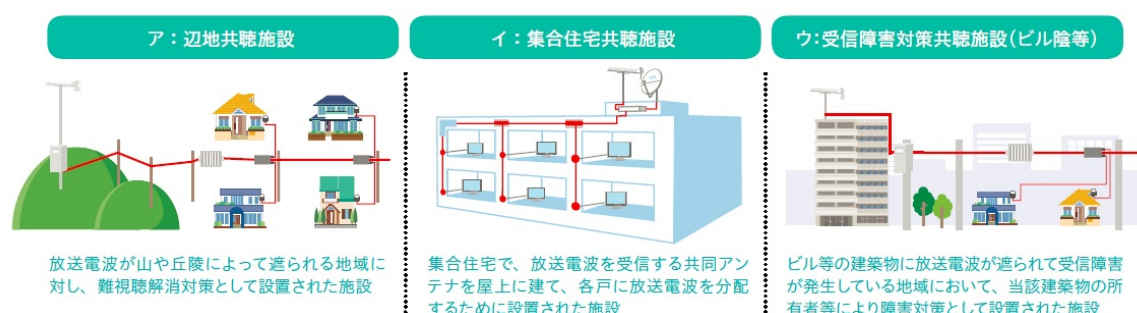
2. 第4次一括法における放送法の改正

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、個性を活かし自立した地方をつくる観点から地方分権改革が推進され、具体的な事務・権限の移譲等の内容については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下、「第4次一括法」という。）により規定されたところです。

この第4次一括法により放送法の一部が改正され、その中で辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限について、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されました。この改正により、より身近な行政機関である都道府県への届出が可能となりました。

主な共聴施設の例として、【図1】のようなものがあります。

【図1】主な共聴施設の例 注1



注1) この他、航空機の運航、鉄道の電気雑音等の受信障害対策のため設置される共聴施設もある。

共聴施設参考 URL: <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/catv-gaiyou/catv-gaiyou.html>

アクセス方法: 総務省トップ > 組織案内 > 地方支分部局 > 関東総合通信局 > 放送 > ケーブルテレビの概要

3. 有線一般放送の概要

有線一般放送とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいいます。放送には、基幹放送と一般放送があり、基幹放送とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数を用いる放送で、NHK、放送大学、民放テレビ、東経110度衛星放送（BS、CS）、FM・中波・短波のラジオ放送、マルチメディア放送が該当します。一般放送とは基幹放送以外の放送をいいます。

有線一般放送は、その設備の規模により登録に係るもの（放送法第126条）と届出に係るもの（放送法第133条）に分類されます。具体的には、その設備の規模は引込端子の数等によって定められ（別紙1参照）、テレビ放送を例にすると501端子以上の設備によるものは登録制、500端子以下のものは届出制となります。なお、50端子以下のものは、自主放送を行わない限り、放送法の適用除外となるため、放送法の手続きは不要となります。

す。

【表 1】有線一般放送の放送法における登録と届出と手続不要の対応イメージ

放送種類 設備の規模	テレビ (地上、衛星)	ラジオ (共聴、告知)	その他 (データ放送)
501以上	○登録	▲届出	○登録
51～500	▲届出	▲届出	▲届出
1～50	×不要	×不要	×不要

※ 50 端子以下の規模であっても自主放送を行う場合には届出が必要。

同一の者が占有する一の構内のみの放送は届出不要などの適用除外の規定あり。

(放送法施行規則第 2 1 4 条第 4 号によりホテル・病院・学校等が該当します。)

4. 小規模施設特定有線一般放送の概要

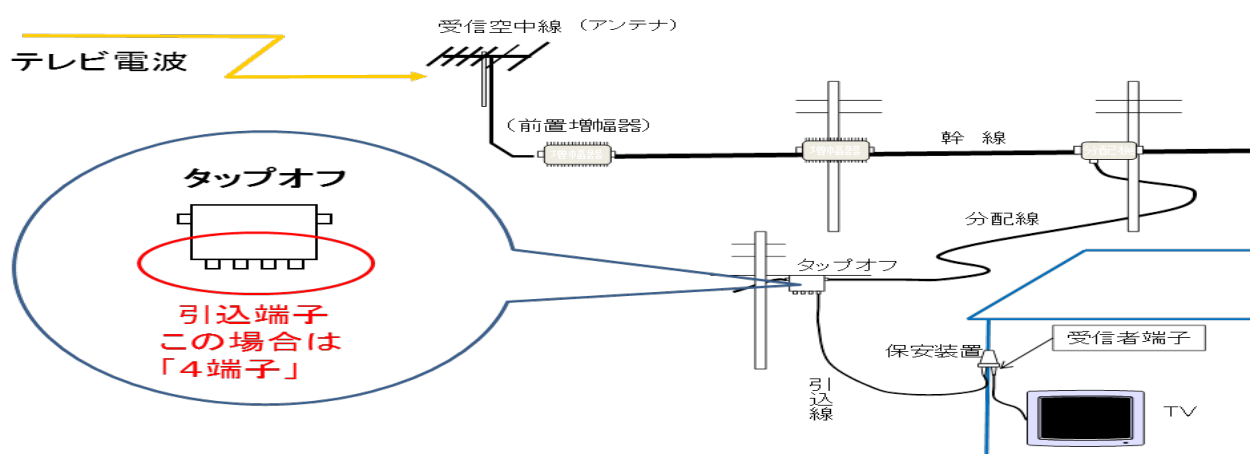
小規模施設特定有線一般放送とは、有線一般放送のうち、

- ①有線放送施設の設備の規模が 5 1 端子以上 5 0 0 端子以下のもの
- ②基幹放送の同時再放送のみを行うもの
- ③有料放送及び区域外再放送を行っていないもの
- ④施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のもの

の 4 つの要件を全て満たす有線一般放送のことです。

①の設備の規模は、タップオフ(有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器などであって受信者端子に最も近接するもの)の引込端子の数等によって決まります(別紙 1)。

【図 2】引込端子イメージ図



②の同時再放送とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいいます(放送法施行規則第 2 条第 7 号)。ラジオ放送やその他放送も同様です。

③の区域外再放送とは、ある県を放送対象地域とする放送局の放送を受信して、違う県内の世帯に再放送するこ

とをいいます。

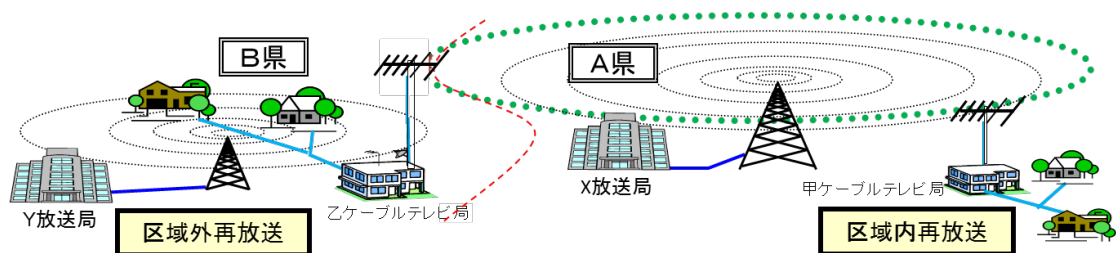
また、有料放送とは、契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいいます。

なお、有料放送に当てはまるのは、放送の対価として加入者から契約料金を徴収している場合をいい、設備の維持管理費を目的として料金を徴収している場合は有料放送に当てはまりません。

【図3】区域内再放送・区域外再放送イメージ図^{注2}

◆イメージ

区域内再放送：A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、甲ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再放送。
区域外再放送：A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、乙ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。



注2）放送法第9条第1項では、総務大臣が基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとされ、同条第2項第2号において放送対象地域が定められている。

小規模施設特定有線一般放送には、主に「共聴施設」が該当します。共聴施設とは、放送の難視聴解消を目的として、受信環境の良い場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯に分配（再放送）し共同で視聴する施設をいいます。共聴施設は、共聴施設を利用する世帯で構成される自治組織である共聴組合によって運営されているほか、ビルの所有者が直接または管理会社をとって運営する例もあります。

第2章 参入の手続き・審査

1. 参入に必要となる手続き

小規模施設特定有線一般放送は、法令上、放送に係る業務（ソフト関係）については、放送法により、放送に係る設備（ハード関係）については、有線電気通信法による手続きが必要となります。

小規模施設特定有線一般放送の事業への参入にあたっては、ソフトとハードの2つの手続きが必要となります。

【表2】小規模施設特定有線一般放送の法令上の位置づけ

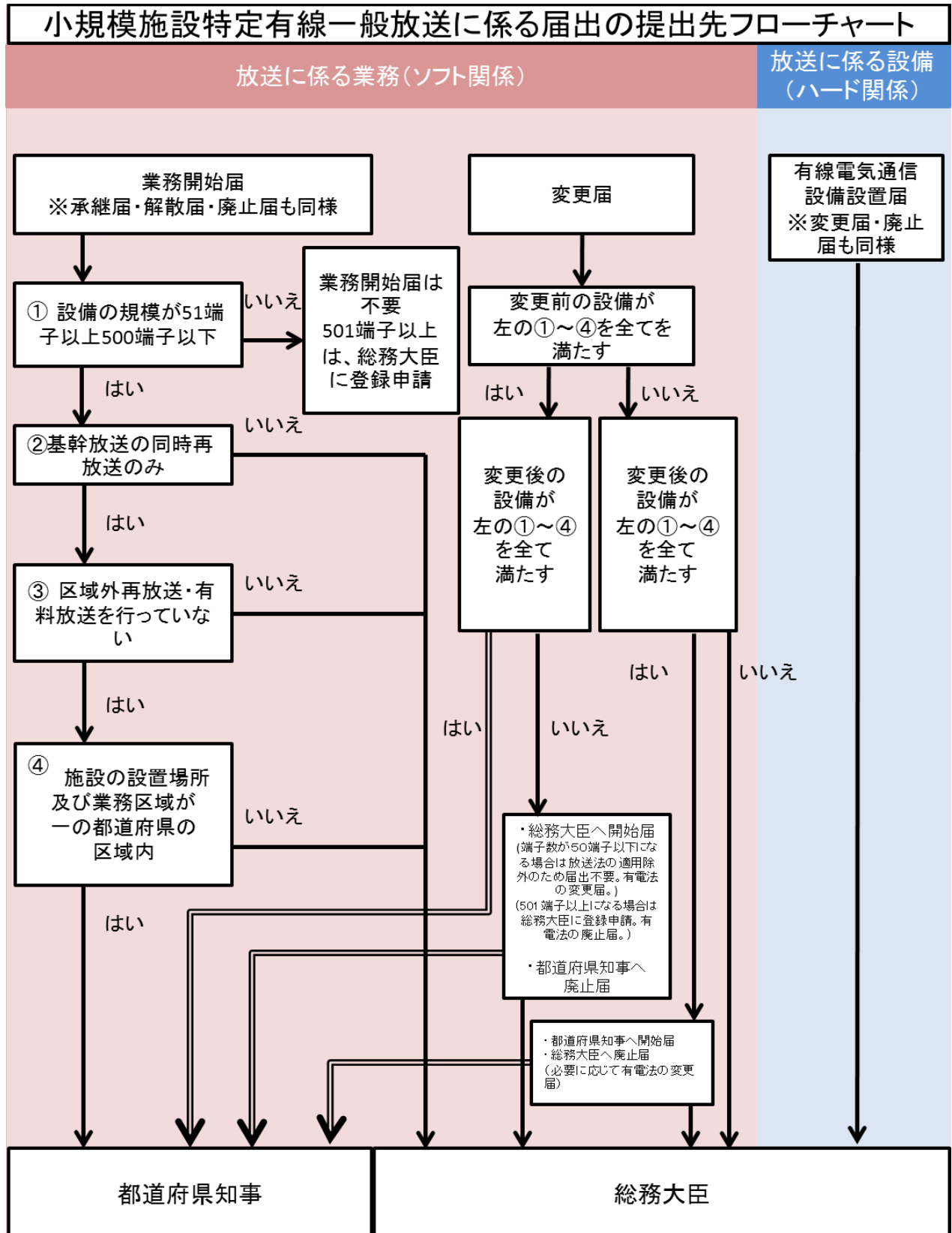
放送に係る業務（ソフト関係）	放送に係る設備（ハード関係）
○有線一般放送 有線電気通信設備を用いて行われる一般放送（放送法施行規則第2条第4号）	有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）（有線電気通信法第2条第2項）

小規模施設特定有線一般放送の業務を行おうとする者、有線電気通信設備を設置しようとする者は、その者が原則として、放送法上の届出を各都道府県知事に、有線電気通信法上の届出を管轄の総合通信局等に対して行う必要があります。

2. 届出の提出先

放送に係る業務（ソフト関係）及び放送に係る設備（ハード関係）についての具体的な届出の提出先は、それぞれ次のとおりです。

【図4 届出の提出先】



3. 遵守事項等

放送の業務（ソフト）関係については、小規模施設特定有線一般放送事業者に対して、放送法の規定により、次の規律を遵守する必要があります。

ア 再放送同意（放送法第11条）

放送事業者は、再放送しようとする放送を行っている放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはなりません。（共同受信施設であってもNHK等の放送事業者から再放送同意を得る必要があります。）

イ 道路法の許可及びその他法令に基づく処分（有線電気通信設備の使用（放送法第145条））

有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者は、その設置に関し必要とされる道路法の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはなりません。

4. 業務開始時の提出書類

小規模施設特定有線一般放送の業務を行おうとする者は、放送法第133条第1項の規定に基づき、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事への事前の届出が必要です。

届出には、放送の業務を行うこととなる業務区域を管轄する各都道府県庁に、次の書類を直接持ち込み又は郵送等^{注3}により、届出書を提出してください。写し証明印を求められる場合は、正本・副本の2部及び切手を貼付した返送用の封筒を提出してください。代理人による届出の場合は、委任状（委任元が代理人に対して、届出手続きについて、代理人に代理権を授与する旨が確認できるものをいう。）をあわせて提出してください。

なお、書面での提出の他、電磁媒体（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。DVD-RW等。）による様式の表部分の提出も可能です（平成23年総務省告示第274号）。

提出する書面と方法について詳しくは各都道府県担当課までお問い合わせ下さい。

注3）提出書類は信書となります。

○小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書【様式1-1】（放送法施行規則別表第四十の二号）

放送の業務を行おうとする者の氏名、住所等、一般放送の種類、使用施設の概要、業務区域等を記載してください。

「業務区域」の欄には「地図に記載のとおり。」と記載し、加入の申し込みがあった場合に遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名及び市町村名を記載した地図を添付して提出して下さい。

「線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置」の欄には「地図に記載のとおり。」と記載し、道路占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しを添付して提出して下さい。

また、再放送同意の欄には、「有」と記載するとともに、併せて、同意書の写しを添付して下さい。

○添付書類

- (1) 地図又はそれに類するもの等整備エリアの地図（業務区域を把握できるもの）
- (2) 放送事業者の再放送同意書の写し
- (3) 道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等（土地、河川、電柱、工作物など）の承諾の事実を証する書面の写し
- (4) 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約
- (5) 代理人による届出の場合は委任状

5. その他

小規模施設特定有線一般放送事業者は、毎年6月末日までに、前年4月1日から当年3月31日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、管轄する都道府県に提出しなければならない場合があります。詳細につきましては各都道府県にお問い合わせ願います。

第3章 変更・承継・廃止

1. 放送に係る業務（ソフト関係）の変更

届出事項を変更する場合

放送法第133条第1項の規定に基づき届出を行った者は、業務開始届に記載の事項を変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に事前に届け出なければなりません（放送法第133条第2項）。届出は、【様式1-2】小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届（放送法施行規則別表第41の2号）を提出してください。業務開始の届出を行った際に提出した添付書類（図面等）に変更がある場合、当該書類についても同様に添付して下さい。

なお、届出事項の変更により、小規模施設特定有線一般放送に該当しなくなる場合、所管は総務大臣となります（50端子以下への変更を除く）。そのような場合には、「有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書」（放送法施行規則別表第40の1号）を管轄する総合通信局へ提出し、「小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書」（放送法施行規則別表第43の2号）を各都道府県へ提出して下さい（P5「2. 届出の提出先」を参照）。

50端子以下への変更（同時再放送のみ）については、放送法適用除外となりますので、「小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書」の各都道府県への提出のみとなります。

2. 放送に係る業務（ソフト関係）の承継

小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継する場合

小規模施設特定有線一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は小規模施設特定有線一般放送事業者について相続、合併（小規模施設特定有線一般放送事業者が消滅する場合に限る。）若しくは分割（小規模施設特定有線一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継します（放送法第134条第1項）。

この場合、小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません（放送法第134条第2項）。届出は、【様式1-3】小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書（放送法施行規則別表第42の2号）を提出してください。

3. 放送に係る業務（ソフト関係）の廃止

小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止する場合

放送の業務を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません（放送法第135条）。

届出は、【様式1-4】小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書（放送法施行規則別表第43の2号）を1部提出してください。

4. 放送に係る業務（ソフト関係）を行っていた法人の解散

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散する場合

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散した場合には、その清算人は遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません（放送法第135条第2項）。

届出は、【様式 1-5】小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書（放送法施行規則別表第44の2号）を1部提出してください。

5. 放送に係る業務の廃止または解散の届出を行った際の注意点

業務を廃止した場合は有線電気通信法の廃止届も必要となる場合があります。また、業務の廃止届を提出後は、不要となる設備を速やかに撤去し、道路占有や電柱共架等の解約などの手続きを行い、必要に応じて管轄の総合通信局へ有線電気通信法の廃止届の提出を行って下さい。

有線電気通信法の手続きについて、ご不明な点がございましたら、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

また、行政機関からの補助金を活用して整備した有線電気通信設備を変更又は廃止(撤去)する場合には、財産処分の手続きが必要となりますので、補助金を受けた行政機関にお問い合わせ下さい。

第4章 放送業務を行う上での注意事項

1. 法令に基づく報告事項

○資料の提出（放送法第175条）

小規模施設特定有線一般放送事業者は、放送法第175条の規定に基づき、放送法施行令（昭和25年政令第163号）の定めるところにより、次の資料を提出しなければなりません。

・放送法第11条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項（放送法施行令第7条第4号八）

都道府県知事から求めがあった場合には、再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項を提出しなければなりません。

第5章 有線電気通信設備に係る規律

本章では、小規模施設特定有線一般放送に用いられる有線電気通信設備について必要となる有線電気通信法関係の手続き等について、記載しています。

なお、有線電気通信法の手続きは管轄する総合通信局等にて行いますので、ご不明な点は管轄する総合通信局等にお問い合わせ願います。

1. 放送に係る設備（ハード関係）の提出書類

有線一般放送の業務を行う場合、前述のソフト関係だけでなくハード関係の届出が必要になる場合があります。すなわち、自らが設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条第1項の規定に基づく設備の設置の届出が、総務大臣に対して必要になります。辺地における共聴組合でケーブルを敷地外に設置する場合や、ビル陰等の受信障害対策共聴といった、設置する設備が同一構内にとどまらない場合が該当します。

届出には、設置の工事の開始の日の2週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から2週間以内）に、次の書類を、各総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。なお提出書類について、小規模施設特定有線一般放送には、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令に基づく届出の様式は使用できません。

○有線電気通信設備設置届【様式 2-1】（有線電気通信法施行規則別紙様式第一）

設置した有線電気通信設備の方式や通信事項、設備の設置の場所、概要等について記載下さい。

なお、設備の設置の場所に記載する、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置については、小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書【様式 1-1】の使用施設の欄での記載と同一にしてください。

2. 放送に係る設備（ハード関係）に課される技術基準

有線電気通信設備を設置する者は、原則、自ら設置する有線電気通信設備を、有線電気通信法に定められる技術基準に適合させる必要があります。

有線電気通信法に定められる技術基準には、架空電線の高さ、他の電線や建造物との離隔距離、保安設備等に関する事項が定められています。詳細は、有線電気通信法第5条並びに有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）及び有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）を確認してください。

設備の規模

設備の規模は、引込端子の数等によって決まります（引込端子の数が 50 以下であっても、設備の規模が 51 以上であれば放送法上の手続きが必要となります。）。

基本的な引込端子の数え方や計算方法は次のとおりです。

・引込端子の数え方

タップオフの引き込み可能な端子数が「引込端子の数」となります。

そのため、住宅等に引き込まれていないダミー端子であっても引込端子として数えます。

・集合住宅等に引き込みが行われている場合

集合住宅等に引き込みが行われる場合、この建物を「群」と称し、各戸数が「受信設備数」となります。

また、建物の形態によって受信設備の数え方が異なります。

1. マンション・集合住宅等

マンションや集合住宅等の場合、入居可能な戸数が「受信設備数」となります。

この場合、入居されていない戸数についても受信設備として数えます。

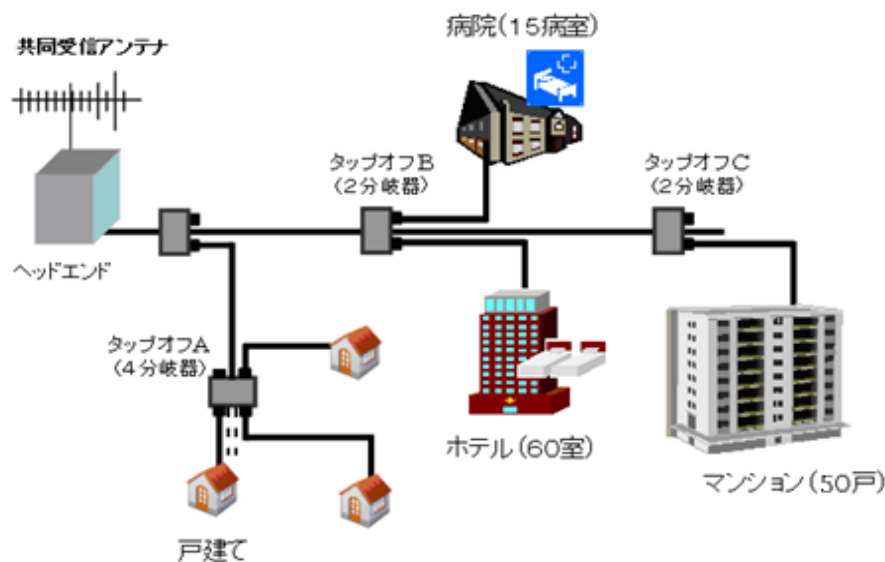
2. ホテル・病院等

その建物構内を同一人が占有している場合、同一構内とみなし、その建物の受信設備は「1」と数えます。

設備の規模は、次の計算式によって算出された数値により決まります。

$$【設備の規模】 = （引込端子数） - （群数） + （受信設備数）$$

<算出例>



上図のような共同受信設備の場合、次のように設備の規模を算出します。

1. タップオフ A の引込端子数は「4」
2. タップオフ B の引込端子数は「2」、群は「2」、受信設備数は「2」
3. タップオフ C の引込端子数は「2」、群は「1」、受信設備数は「50」
4. 計算式に当てはめた場合、引込端子数「8」－群数「3」＋受信設備数「52」となり、設備の規模は「57」となります。

(参考)有線一般放送の業務の届出の要否及び提出先
(引込端子の数が51以上500以下の規模の設備)

■ 以下の要件を全て満たす場合

- ・施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内
- ・基幹放送の同時再放送のみ（自主放送等を放送しない） ※ 1
- ・有料放送を放送しない（維持管理費用等の徴収を除く）

設備の別	放送に係る業務（ソフト関係） （放送法の届出）		放送に係る設備（ハード関係） （有線電気通信法の届出）
	区域外再放送なし	区域外再放送あり	
電波障害対策、辺地共聴など （同一構内に設置するものを除く）	● 都道府県	■ 総合通信局等 ※ 2	■ 総合通信局等 ※ 2
集合住宅等の構内 （同一構内に設置するものに <u>限る</u> ）	● 都道府県	■ 総合通信局等	× 届出不要 ※ 3

■ 上の要件に当てはまらないものが一つでもある場合

■ 上の条件に当てはまらないもの方 つてもある場合		
設備の別	放送に係る業務（ソフト関係） （放送法の届出）	放送に係る設備（ハード関係） （有線電気通信法の届出）
電波障害対策、辺地共聴など （同一構内に設置するものを除く）	■ 総合通信局等 ※ 2	■ 総合通信局等 ※ 2
集合住宅等の構内 （同一構内に設置するものに限る）	■ 総合通信局等	×届出不要 ※ 3

※ 1 ここでの自主放送等とは、自主放送以外にも、エリア放送、CS124/128 などの一般放送を指します。

※ 2 放送法の届出と有線電気通信法の届出が共に総合通信局に提出が必要となる場合、2つの届出をまとめた特例の様式にて提出することが可能です。

※ 3 同一構内に設置する設備は有線電気通信法の設置届は不要となります。（有線電気通信法第3条第4項第3号）

小規模施設特定有線一般放送に係る届出の提出書類一覧

事 由		提 出 書 類
小規模施設 特定有線 一般放送 業務開始届	小規模施設特定有線 一般放送の業務を 行おうとするとき 【法第 133 条第 1 項、 規則第 141 条・第 143 条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書（規則別表第四十の二号） 以下の書類等を含む。 ・届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・再放送の同意に係る事項 ・業務区域を記載した地図 ・道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し
小規模施設 特定有線 一般放送 業務開始 届出書記載 事項変更届	届出した小規模施設 特定有線一般放送 業務開始届に記載した 事項を変更しよう とするとき 【法第 133 条第 2 項、 規則第 144 条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届（規則別表第四十一の二号） 以下の書類等を含む。 ・届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・再放送の同意に係る事項 ・業務区域を記載した地図 ・道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し ※当該変更により、届出時に提出した書類に変更が生じる場合、新たに許可等が必要となる場合に限る。
小規模施設 特定有線 一般放送 業務承継届	小規模施設特定有線 一般放送事業者の 地位を承継したとき 【法第 134 条第 2 項、 規則第 145 条】	小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書（規則別表第四十二の二号） ・承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書面及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面 ・承継に伴い、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分等を必要とする場合には、当該承継に係る部分の当該処分等の事実を証する書面
小規模施設 特定有線 一般放送の 業務の廃止 届出書	小規模施設特定有線 一般放送の業務を 廃止したとき 【法第 135 条第 1 項、 規則第 146 条第 1 項】	小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書（規則別表第四十三の二号）
小規模施設 特定有線 一般放送 事業者たる 法人の解散 届出書	小規模施設特定有線 一般放送事業者たる 法人が解散したとき 【法第 135 条第 2 項、 規則第 146 条第 2 項】	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書（規則別表第四十四の二号）

參考資料

用語集

No.	用語	用語解説
1	放送	公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信（放送法第2条第1号）。 共聴施設における放送番組の送信も放送に該当する。
2	共聴施設	集合住宅内や放送の難視聴解消を目的として、受信環境の良い場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯に分配（再放送）し共同で視聴する施設のこと。
3	基幹放送	電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送（放送法第2条第2号）。
4	一般放送	基幹放送以外の放送（放送法第2条第3号）。
5	有線一般放送	有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう（放送法施行規則第2条第4号）。
6	届出一般放送	放送法第133条第1項の規定により届出が必要な一般放送。
7	小規模施設特定有線一般放送	有線一般放送のうち、①51端子以上500端子以下の有線テレビ・有線ラジオ、②基幹放送の同時再放送のみを行っている、③区域外再放送・有料放送を行っていない、④施設の設置場所・業務区域が一都道府県の区域内のみ、の4つの要件を全て満たす有線一般放送のことをいう。
8	タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するもの（放送法施行規則第150条第5号）。
9	引込端子	タップオフの端子（タップオフがクロージャである場合にあっては、クロージャ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。）であつて、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）をいう。 住宅等に引込まれていない引込端子はダミー端子とも呼ばれる。
10	設備の規模	基本的な数え方や計算方法は本マニュアル別紙1のとおり。設備が集合住宅等に引き込みが行われている場合、この建物の各戸数も「受信設備数」として引込端子とみなされ、設備の規模に計上されることとなる。 なお、設備の規模によって届出内容も様式も異なる。
11	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう（放送法施行規則第2条第7号）。

12	再放送同意	放送法上の再放送とは放送を受信して送信することを指し、放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、再放送することはできないため予め各放送局に相談が必要。放送法の手続きには同意書の写しの提出が必要となる。
13	自主放送	同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう（放送法施行規則 1 4 3 条）。自主制作の放送の他、異時再放送についても自主放送となる。
14	区域外再放送	ある地域を放送対象地域とする放送局の放送を受信して、当該対象地域以外の地域の世帯に再放送すること。
15	有料放送	契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう（放送法第 1 4 7 条）。
16	業務区域	有線一般放送の加入申込があった場合に、加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域をいう。また、市町村の区域とは、市町村の境界線のことをいう。
17	有線ラジオ	有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送をいう（放送法第 1 2 6 条）。 届出一般放送に係る有線ラジオの種類については以下のとおり。 ・ 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう（放送法施行規則第 1 4 2 条）。 ・ 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。）（放送法施行規則第 1 4 2 条）。
18	ヘッドエンド	有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう（放送法施行規則第 1 5 0 条）。

書類の様式及び記載例

様式一覧

【放送に係る業務（ソフト関係）】

○放送法関係

番号	名称	法令上の様式番号
○業務の開始の届出		
様式 1-1 (P24)	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書	放送法施行規則別表第四十の二号
○業務の変更		
様式 1-2 (P28)	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届	放送法施行規則別表第四十一の二号
様式 1-3 (P30)	小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書	放送法施行規則別表第四十二の二号
○業務の廃止		
様式 1-4 (P32)	小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書	放送法施行規則別表第四十三の二号
様式 1-5 (P34)	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書	放送法施行規則別表第四十四の二号

【放送に係る設備（ハード関係）】

○有線電気通信法関係

番号	名称	法令上の様式番号
○有線電気通信法関係		
様式 2-1 (P37)	有線電気通信設備設置届	有線電気通信法施行規則別紙様式第一
様式 2-2 (P47)	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法施行規則別紙様式第四
様式 2-3 (P55)	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則別紙様式第五

【その他】

番号	名称
例 1-1 (P57)	委任状

～ 申請書記載の注意点 ～

注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとする。

注3 代理人が届出を行う場合、代理人欄を追加して記載すること。また、届出書に委任状を添付の上、提出をすること。

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名			
一般放送の種類				
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別			
	設備の規模			
	ヘッドエンドの設置場所			
	受信空中線の設置場所			
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置			
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
業務区域				
放送番組に関する事項	放送時間			
	一日当たり			
	主たる放送事項			
	時間			
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数		
有料放送の実施		☐ 有料放送を含まない		

注 1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注 2 一般放送の種類の際は、放送法施行規則第 142 条第 1 号に定める一般放送の種類を記載すること。
(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送－共同聴取業務

- 注3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。
- 注4 ヘッドエンドの設置場所の欄には、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビル」の屋上」のように記載すること。
- 注5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。
- 注6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
- 注7 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」のように記載すること。
- 注8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 注9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、小規模施設特定有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。
- 注10 放送番組に関する事項の欄には、ラジオ放送を行う場合に限り記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 注11 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含まないものであることについて、□にレ印を付けること。
- 注12 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 注13 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

記載例

別表第四十の二号（第 141 条関係）

届出日を記載してください

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
(ふりがな) まるまるてれびきょうどうじゅんしんせつくみあい
氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
組合長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
代 理 人
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(ふりがな) かぶしきがいしゃまるまるまる
氏 名 (株) 〇〇〇〇〇
まるまる まるまる
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
代理人欄を追加して記載くだ
さい。(要：委任状)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により
届け出ます。

届 出 者	代表権を有する役員の氏名		マンション・集合住宅等の同一構内 共聴の場合は、通常、自己の設備と 記載してください	
	組合長 〇〇 〇〇			
一 般 放 送 の 種 類	自己の設備又は他人 の設備の別		テレビジョン放送	
	設備の規模		自己の設備	
	ヘッドエンドの設置 場所		100	
	受信空中線の設置場 所		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	
	線路及び付近の道 路、鉄道、軌道等の 位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 地図に記載のとおり。 設備を設置している場合、 設置場所を記載してくだ さい	
業 務	使用する周波数	用 途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
	中心周波数〇〇MHz z	NHK (何) テレ ビジョン放送局 (総合) の放送の 同時再放送	有	日本放送協会〇〇局
	中心周波数〇〇MHz	(何) 社 (何) テ	有	〇〇テレビ(株)

再放送する周波数ごとに
記載して下さい。

	z	レビジョン音声多重放送局の放送の同時再放送		
	...	...	有	...
業務区域		地図に記載のとおり。		
放送番組に関する事項	放送時間			
	1日当たり			
	時間			
	主たる放送事項			
		ラジオ放送を行っている場合のみ記載してください		
業務開始の予定期日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	業務開始時の受信契約者の見込数	90
有料放送の実施		☒ 有料放送を含まない		

□にレ印を記載してください。
有料放送を行う場合は別の様式
(別表第40の1)になります。

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けの小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第 133 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注 1 小規模施設特定有線一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。

注 2 同時再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注 3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注 4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一の二号（第 144 条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
 （ふりがな） まるまるてれびきょうどうじゅしんせつくみあい
 氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
 組合長 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 代 理 人
 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
 （ふりがな） かぶしきがいしゃまるまるまる
 氏 名 （株）〇〇〇〇〇
 まるまる まるまる
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 整理番号 〇〇〇〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
 代理人欄を追加して記載くださ
 い。（要：委任状）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を
 次のとおり変更するので、放送法第 133 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日
業務区域	地図に記載の とおり。	地図に記載の とおり。	業務区域拡大のた め	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用する 周波数	—	デジタルテレビジ ョン放送局の再放 送	放送番組追加のた め	令和〇〇年〇〇月〇〇日

小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第 134 条第 2 項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始 届出年月日	
備考	

注 1 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注 2 承継者が小規模施設特定有線一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を、小規模施設特定有線一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注 3 承継に伴い、同時再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

注 4 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別表第四十二の二号（第 145 条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
 （ふりがな） まるまるてれびきょうどうじゅしんしせつくみあい
 氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
 組合長 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代 理 人

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
 （ふりがな） かぶしがいいしゃまるまるまる
 氏 名 （株）〇〇〇〇〇
 まるまる まるまる
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
 代理人欄を追加して記載く
 ださい。（要：委任状）

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第 134 条第 2 項の規定により
 届け出ます。

承継年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被承継者	××テレビ共同受信施設組合
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始 届出年月日	令和××年××月××日
備考	施設の譲渡に伴い、有線一般放送事業を行う業務の 全部について譲渡を受けたため

小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理由	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出年月日	
業務区域	
廃止年月日	

注 1 業務区域の欄には、小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別表第四十三の二号（第 146 条第 1 項関係）

小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
(ふりがな) まるまるてれびきょうどうじゅしんしせつくみあい
氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
組合長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代 理 人

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(ふりがな) かぶしきがいしゃまるまるまる
氏 名 (株) 〇〇〇〇〇
まるまる まるまる
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
代理人欄を追加して記載くださ
い。（要：委任状）

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理由	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出年月日	令和××年××月××日
業務区域	〇〇県〇〇市△△1丁目から4丁目の各一部 □□町の一部
廃止年月日	令和△△年△△月△△日

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所(ふりがな)
氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第 135 条第 2 項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始 届出年月日	
解散年月日	

注 1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別表第四十四の二号（第 146 条第 2 項関係）

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
(ふりがな) まるまるかぶしがいいしや
氏 名 〇〇株式会社
清算人 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
代 理 人
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(ふりがな) かぶしがいいしやまるまるまるまる
氏 名 (株) 〇〇〇〇〇
まるまる まるまる
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
代理人欄を追加して記載く
ださい。（要：委任状）

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第 135 条第 2 項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	〇〇株式会社
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始 届出年月日	令和××年××月××日
解散年月日	令和△△年△△月△△日

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の添付書類[業務区域の地図]



【記載例】 縮尺：〇〇分の1。

(記載にあたっての留意点)

- ※1 業務区域を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。
- ※2 受信空中線（アンテナ）の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

年 月 日

総 務 大 臣 殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の
所在地)

(ふりがな)

氏 名

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者 の住所
及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
別添の書類を添えて届け出ます。

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者 の氏名を記載すること。

2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない 有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「及び第2項」 の文字を抹消すること。

事 項 書

1 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置
別紙線路経路図のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係

設備 付近の 他の施設		架 空 電 線 の 支 持 物	単 独 柱 の 架 空 電 線	共 架 柱 の 架 空 電 線	屋 内 電 線	地 中 電 線	備 考
電 線			m	m			
強 電 流 電 線	低 圧	m ()	()	()	m	m	
	高 圧	()	()	()			
	特別高圧	()	()	()			
建 造 物							

注 1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」欄には注 1 の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

設備 付近の 他の施設	架 空 電 線	備 考
	道路、鉄道又は軌道、横断 歩道橋上の最低の高さ	
道 路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		
そ の 他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

注 1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 () 内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
	W又はdBm		

注 1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD (1.5μm)」、「LED (0.85μm)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。（ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。）

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

注 1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光ファイバ）」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

イ 電 柱

種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
		電気通信 事業者	電気 事業者	その他	
	本	本	本	本	
計					

注 1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。 2

「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考

注 1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第3条第1号（有線ラジオ放送設備）又は第2号（強電流電線重畳）に掲げる通信回線にあつては「ワット」とし、その他の通信回線にあつては「デシベル」とすること。

4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号（妨害が-54デシベル以下）及び第5号（被妨害回線設置者が承諾）に掲げる場合（一定の平衡度を要しない場合）に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他（参考事項）

備考 1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設備	省略することができる事項	備考
法第3条第4項第2号に掲げる有線電気通信設備を用いて放送法第2条第1号に規定する放送の業務以外の業務を行うもの	放送法第126条第2項の申請書に記載された事項に係るもの	
構内等設備	3（2）	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備（共同して設置する設備の部分）が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。
法第3条第4項第3号（適用除外）に掲げる者が設置するもの	3（3）	
電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）	4（1）アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」	
	4（1）イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」	
	4（1）ウのうち「台数」及び「備考」	
	4（2）アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」	
	4（2）イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」	
	4（3）	
	4（4）	

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(届出年月日を記入)

総務大臣 殿

届出者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合

組合長 〇〇 〇〇

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の
住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、

別添の書類を添えて届け出ます。

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備(共同設置、相互接続、他人使用)に該当しない有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備(通常設備)にあつては、「及び第2項」の文字を抹消すること。

別紙様式第二

事 項 書

1 有線電気通信の方式

テレビジョン（音声複合）

注 「音声周波電話（自動交換）」、「電信」、「テレビジョン（音声複合）」等のように記入すること。

2 通信事項

中心周波数 557MHz （27ch）NHK（東京）デジタルテレビジョン放送（総合）の放送の同時再送信

中心周波数 551MHz （26ch）NHK（東京）デジタルテレビジョン放送（教育）の放送の同時再送信

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

受信空中線 ○○県○○市○○町○○ー○ ○○マンション屋上

ヘッドエンド ○○県○○市○○町○○ー○ ○○マンション屋上

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路図に記載のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係（有線電気通信設備令第5、9、10、11条）

設備 付近の 他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電 線	備 考
電線			0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.1 以上 m		
強 電 流 電 線	低圧	0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.3 以上 m	m	m	
	高圧	0.6 以上 m	1.2 以上 m	1.2 以上 m			強力電流ケ ーブル
	特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3 以上 m	0.3 以上 m			

注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の（ ）内に記入すること。また、「備考」欄には注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係 (有線電気通信設備令第7の2、8条)

設備 付近の 他の施設	架 空 電 線	備 考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道 路	5 以上 m	
鉄道又は軌道	6 以上 m	
横断歩道橋	3 以上 m	
そ の 他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 () 内は、実装を記入すること。

イ 増幅器 (中継増幅器を含む) 又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
幹線増幅器 TA-01	- 6 d B m	1	〇〇〇 (株)
分岐増幅器 BA-201	0 d B m	2	(株) × × ×
延長増幅器 EA-101	- 4 d B m	3	△△△ (株)

端末機器 (分岐器・分配器及びタップオフ)

種 類	台 数	備 考
分岐器 (4分岐) DC-410	1 台	引込端子数 : 5 4
〃 (2分岐) DC-210	4 台	受信設備群数 : 1
分配器 (2分配) D-210	2 台	受信設備数 : 4
	(引込端子の数)	施設の規模 : 5 7
タップオフ (4分岐) T0-410	× 8 台 = 3 2	加入者数 : 5 2
〃 (2分岐) T0-210	× 4 台 = 8	
〃 (2分岐) T0-210	× 2 台 = 8	
〃 (4分配) T-410	× 3 台 = 6	
〃 (2分配) T-210	計 5 4	

この数値が施設規模の根拠数値となります。
※受信設備群が無い場合

注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD (1.5 μm)」、「LED (0.85 μm)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
NH-77 〇〇電気（株）	40 台	

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
架 空	7C-HFL		0.5 km	km	
架 空	5C-FL		1.2 km		
計			1.7 km		

注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光ファイバ）」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

イ 電 柱

種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱		17 本	5 本		
鉄 柱					
その他					（自営柱等）
計		17 本	5 本		

注1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。

2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

AC 30V

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考
テレビジョン放送	高周波		

注1 「通信回路の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第3条第1号（有線ラジオ放送設備）又は第2号（強電流電線重畳）に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、その他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。

- 4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号（妨害が-54デシベル以下）及び第5号（被妨害回線設置者が承諾）に掲げる場合（一定の平衡度を要しない場合）に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

(1) 工事開始の予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 設置の予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他（参考事項）

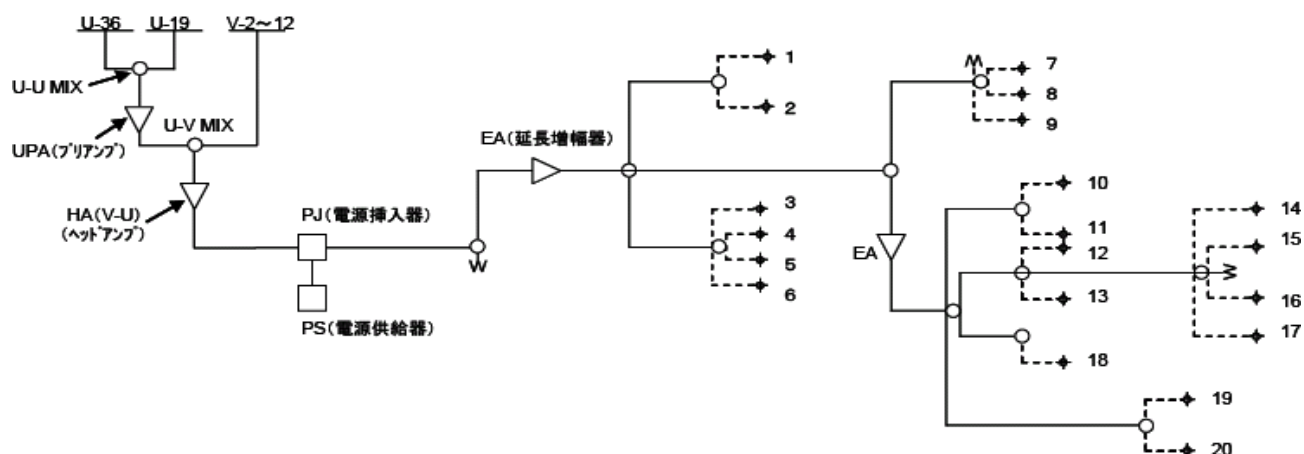
添付資料

- ・線路図 → 「3 設備の設置の場所」関連（整備エリアの地図）



・ブロックダイアグラム

以下の様なシンボル記号を用いたシステム構成図



有線電気通信設備変更届

年 月 日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号
住 所
(法人にあっては、本店又は主たる事務所の
所在地)
(ふりがな)
氏 名
(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者
の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更に係る設備の届出年月日

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置の場所」等と記入すること。

3 変更により法第3条第2項各号に掲げる設備（第2条に掲げるものを除く。）に該当することとなるときは、別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

4 変更工事開始及び完了の予定年月日

別紙様式第四

有線電気通信設備変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)
(ふりがな)
 氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
 組合長 〇〇 〇〇
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

事項書において、変更となる項目名を記載ください。括弧内は変更の概要を記載ください。

記

- 1 変更事項
 - 2 通信事項 (地上デジタル放送設備の追加)
 - 3 設備の設置の場所 (地上デジタル放送設備の追加)
 - 4 設備の概要 (地上デジタル放送設備の追加)
 変更項目は別紙のとおり

- 2 変更に係る設備の届出年月日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇
(番号: 〇〇〇〇〇〇)

施設の整理番号を記載してください。

設備の設置を届け出た日付けを記載ください。

変更に係る事項 (新旧対照を含む) を記載した書類を適宜添付してください。
 ※添付書類 (図面等) に変更に係る場合、当該書類についても同様に添付してください。

変更となる項目名ごとに、変更前、変更後について記載ください。

事項書（変更前）

2 通信事項

映像 92.25MHz 音声 97.75MHz (1ch) NHK〇〇テレビジョン放送（総合）の放送の同時再送信
 映像 217.25MHz 音声 221.75MHz (12h) NHK〇〇テレビジョン放送（教育）の放送の同時再送信
 映像 171.25MHz 音声 175.75MHz (4ch) 〇〇放送テレビジョン放送局の放送の同時再送信
 映像 183.25MHz 音声 187.75MHz (6ch) 〇〇放送テレビジョン放送局の放送の同時再送信
 映像 193.25MHz 音声 197.75MHz (8ch) 〇〇放送テレビジョン放送局の放送の同時再送信
 映像 205.25MHz 音声 209.75MHz (10ch) 〇〇放送テレビジョン放送局の放送の同時再送信
 映像 103.25MHz 音声 107.75MHz (3ch) 〇〇放送テレビジョン放送局の放送の同時再送信

3 設備の設置の場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

受信空中線 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇ー〇 〇〇マンション屋上

ヘッドエンド 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇ー〇 〇〇マンション屋上

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路図に記載のとおり

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係

設備 付近の 他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考
電線			0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.1 以上 m		
強 電 流 電 線	低圧	0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.3 以上 m	m	m	
	高圧	0.6 以上 m	1.2 以上 m	1.2 以上 m			強力電流ケ ーブル
	特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3 以上 m	0.3 以上 m			

イ 道路等との関係

設備 付近の 他の施設		架 空 電 線	備 考
関係		道路、鉄道又は軌道、横 断歩道橋上の最低の高さ	
道 路		5 以上 m	
鉄道又は軌道		6 以上 m	
横断歩道橋		3 以上 m	
そ の 他			

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
幹線増幅器 TA-01	- 6 d B m	<u>1</u>	〇〇〇 (株)
分岐増幅器 BA-201	0 d B m	<u>2</u>	(株) × × ×
延長増幅器 EA-101	- 4 d B m	3	△△△ (株)

端末機器（分岐器・分配器及びタップオフ）

種 類	台 数	備 考
分岐器（4分岐）DC-410 "（2分岐）DC-210 分配器（2分配）D-210	1 台 4 台 2 台 (引込端子の数)	引込端子数： 4 6 受信設備群数： 1 受信設備数： 4 施設の規模： 4 9
タップオフ（4分岐）T0-410 "（2分岐）T0-210 "（4分配）T-410 "（2分配）T-210	× 6 台 = 2 4 × 4 台 = 8 × 2 台 = 8 × 3 台 = 6 計 4 6	加入者数： 4 0

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
NH-77 〇〇電気 (株)	4 0 台	

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
架 空	7C-HFL		0. 5 km	km	
架 空	5C-FL		1. 2 km		
計			1. 7 km		

イ 電 柱

種 類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	

コンクリート柱		17本	5本		
鉄柱					
その他					(自営柱等)
計		17本	5本		

- (3) 線路の電圧
AC 30V

- (4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電力	備考
テレビジョン放送	高周波		

5 工事開始及び設置の予定期日

- (1) 工事開始の予定年月日
(2) 設置の予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 通信事項

中心周波数 473MHz (13ch) NHK〇〇デジタルテレビジョン放送局(総合)の放送の同時再送信
 中心周波数 539MHz (24ch) NHK〇〇デジタルテレビジョン放送局(教育)の放送の同時再送信
 中心周波数 479MHz (14ch) 〇〇放送デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信
 中心周波数 485MHz (15ch) 〇〇放送デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信
 中心周波数 491MHz (16ch) 〇〇放送デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信
 中心周波数 497MHz (17ch) 〇〇放送デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信
 中心周波数 503MHz (18ch) 〇〇放送デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信

3 設備の設置の場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

受信空中線 東京都千代田区九段南〇〇-〇〇 ■■■■屋上（デジタル）

ヘッドエンド 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎屋上

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路図に記載のとおり

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との隔離関係

設備 付近の 他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考
電線			0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.1 以上 m		
強 電 流 電 線	低圧	0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.3 以上 m	m	m	
	高圧	0.6 以上 m	1.2 以上 m	1.2 以上 m			強力電流ケ ーブル
	特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3 以上 m	0.3 以上 m			

イ 道路等との関係

設備 付近の 他の施設		架 空 電 線	備 考
関係		道路、鉄道又は軌道、横 断歩道橋上の最低の高さ	
道 路		5 以上 m	
鉄道又は軌道		6 以上 m	
横断歩道橋		3 以上 m	
そ の 他			

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
幹線増幅器 TA-33	- 6 d B m	2	■■■ (株)
分岐増幅器 BA-301	0 d B m	2	(株) ◎◎◎
分岐増幅器 BA-302	0 d B m	1	(株) ◎◎◎
延長増幅器 EA-101	- 4 d B m	3	△△△ (株)

端末機器（分岐器・分配器及びタップオフ）

種 類	台 数	備 考
分岐器（4分岐）DC-410	1 台	引込端子数： 5 4 受信設備群数： 1 受信設備数： 4 施設の規模： 5 7
〃（2分岐）DC-210	4 台	
分配器（2分配）D-210	2 台	
	(引込端子の数)	
タップオフ（4分岐）T0-410	× 8 台 = 3 2	
〃（2分岐）T0-210	× 4 台 = 8	加入者数： 5 2
〃（4分配）T-410	× 2 台 = 8	
〃（2分配）T-210	× 3 台 = 6	
	計 5 4	

ウ 保安置置

種 類	台 数	備 考
NH-77 〇〇電気 (株)	4 0 台	

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
架 空	7C-HFL		0. 5 k m	km	
架 空	5C-FL		1. 2 km		
計			1. 7 km		

イ 電 柱

種 類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信 事業者	電気 事業者	その他	

木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱		1 7 本	5 本		
鉄 柱					
その他					(自営柱等)
計		1 7 本	5 本		

- (3) 線路の電圧
A C 3 0 V

- (4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考
テレビジョン放送	高周波		

5 変更工事開始及び変更完了の予定期日

- (1) 変更工事開始の予定年月日
(2) 変更完了の予定年月日

工事を伴う変更の場合、工事開始予定の**2週間前**までに届出が必要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事を伴わない変更の場合は、
変更完了の予定日のみ記載ください。

有 線 電 気 通 信 設 備 廃 止 届

年 月 日

総 務 大 臣 殿

届出者 郵便番号
住 所

(ふりがな)
氏 名

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者の
住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づ
き、届け出ます。

記

- 1 廃止年月日 年 月 日
- 2 廃止に係る設備の届出年月日 年 月 日
(番号)
- 3 設備の設置場所

記載例

別紙様式第五

共同アンテナ等の「設備」を廃止したときに提出する様式です。
なお、空き端子を含む引込端子数が 51 以上 500 以下の施設においては、
別途「業務」の廃止届についても併せて提出が必要です。

有線電気通信設備廃止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)
(ふりがな) まるまるてれびきょうどうじゅしんしせつくみあい
氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
まるまる まるまる
組合長 〇〇〇〇
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の住所
及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 廃止年月日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

設備を廃止した日付けを記載ください

2 廃止に係る設備の届出年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

施設の整理番号を
記載してください。

(番号 〇〇〇〇〇〇〇)

設備の設置を届け出た日
付けを記載ください。

3 設備の設置場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△△△屋上

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

(委 任 元)
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(ふ り が な) まるまるでれびきょうどうじゅしんせつくみあい
氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
まるまる まるまる
組合長 〇〇 〇〇

下記の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

記

1 代理人

名称：〇〇株式会社

代表者の氏名：〇〇 〇〇

住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

担当者の氏名：〇〇 〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス：〇〇〇〇@shoukibo.example

2 委任元連絡先

担当者の氏名：〇〇 〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス：〇〇〇〇@kumiai.example

3 委任する事項

放送法及び有線電気通信法に基づく届出に関する業務

その他付随する業務

4 委任する期間（代理人に委任する期間を記載すること。）

例1：委任状作成日から〇ヶ月間

例2：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

例3：〇〇に関する〇〇届出が完了するまで

Q & A

目次

1 権限の移譲について

- 問 1 放送法改正に伴う権限移譲とは何か。
- 問 2 小規模施設特定有線一般放送とは何か

2 届出について

- 問 3 なぜ届出が必要なのか。
- 問 4 基幹放送とは何か。
- 問 5 引込端子の数とは何か。
- 問 6 有料放送とは何か。
- 問 7 同時再放送とは何か。
- 問 8 区域外再放送とは何か。
- 問 9 小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書設置はいつまでに提出すればよい。
- 問 10 業務開始届出書の提出部数は何部か。副本にも押印が必要か。
- 問 11 届出書の届出人の項目で代表者印を押印するが、代わりに社印でも構わないか。
- 問 12 代理人が作成し提出することは可能か。
- 問 13 委任状に様式はあるのか。
- 問 14 再放送同意書の取得方法はどのようなものか。
- 問 15 共聴組合の代表者が交代した。定期的に交代することとなるが、その都度手続きが必要か。
- 問 16 業務区域の拡大や端子数の増加・減少等により、小規模施設特定有線一般放送に該当しなくなった場合はどうすればよい。
- 問 17 業務区域の縮小や端子数の増加・減少、有料放送の廃止、区域外放送の廃止等により、小規模施設特定一般有線放送に該当した場合はどうすればよいのか。
- 問 18 主体が変更になる場合はどうすればよい。(例：自主共聴からNHK共聴へ変更となる場合など)

3 補助事業について

- 問 19 有線放送設備について、受信障害対策共聴施設整備事業を活用して整備しているが、注意すべき点はあるか。
- 問 20 受信障害対策共聴施設整備事業とはなにか。

1 権限の移譲について

問 1 放送法改正に伴う権限移譲とは何か。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。）による放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の一部改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する届出等の事務・権限を国（総務大臣）から都道府県（都道府県知事）に移譲するものです。

なお、都道府県への権限移譲は、平成 28 年 4 月 1 日からとなります。（改正放送法及び改正関係政省令の施行日）。

問 2 小規模施設特定有線一般放送とは何か

放送法に定める有線一般放送のうち、以下の要件を全て満たすものを「小規模施設特定有線一般放送」としています。

- ①有線放送施設の引込端子の数が 5 1 端子以上 5 0 0 端子以下
- ②基幹放送の同時再放送のみを行うもの
- ③有料放送及び区域外再放送を行っていないもの
- ④施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のもの

2 届出について

問 3 なぜ届出が必要なのか。

実際に業務を行う段階において、受信者利益の保護の観点から事後的な措置を必要に応じて講ずるために必要な最小限度の情報を取得するためです。

問 4 基幹放送とは何か。

電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てるものとされた周波数を用いる放送です。NHK、放送大学による放送、民放テレビ、東経 1 1 0 度衛星放送、FM・中波・短波のラジオ放送、マルチメディア放送が該当します。

問 5 引込端子の数とは何か。

分岐器・分配器（タップオフ）の引込み可能な端子数の数となります。そのため、実際には住宅等に引き込まれていない端子も、引込端子の数に当たります。

問 6 有料放送とは何か。

管理者（放送事業者）が再放送を行う場合、加入者と契約を結び、有料で放送を送り届ける場合、「有料放送」に該当します。

ただし、「施設の維持・管理費※」の目的のみで費用を徴収している場合は、「有料放送」には該当しません。

※毎月の電気料、電柱使用料、修理積み立て等

問 7 同時再放送とは何か。

受信空中線（アンテナ）で受信した放送番組を、そのまま編集や加工をせずに元の放送と同じ時間に、各住宅

(集合住宅の場合は各戸)に再放送するもの。

⇔異時再放送：一度受信した放送番組を保存しておき、違う時間帯に放送すること

問 8 区域外再放送とは何か。

区域外再放送とは、放送法第 11 条に規定する再放送のうち、基幹放送を当該基幹放送の放送対象地域（放送対象地域が規定されていない基幹放送については放送区域）の外の区域において再放送することをいいます。

例えば、A 県において、小規模施設特定有線一般放送を行う場合、B 県内を放送対象区域としている基幹放送を施設内で再放送をすることをいいます。

問 9 小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書はいつまでに提出すればよいのか。

放送法第 133 条第 1 項により、事前に届出下さい。なお、有線電気通信設備設置届の提出が必要な施設の場合は、有線電気通信法第 3 条第 1 項により、「設置の工事の開始の日の 2 週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から 2 週間以内）に届け出なければならない」とありますので、ご注意下さい。

問 10 業務開始届出書の提出部数は何部か。副本にも押印が必要か。

関係法令に提出部数の規定はありません。但し、届出書の写し証明が必要な場合は副本 1 通を併せて提出してください。

写し証明は事務処理後の発給となりますので郵送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を添付してください。正本・副本ともに押印なしでもかまいません。

問 11 届出書の届出人の項目で代表者印を押印するが、代わりに社印でも構わないか。

自筆、代表者印及び社印はいずれも押印なしでもかまいません。

問 12 代理人が作成し提出することは可能か。

可能です。届出人の名称のほか、代理人として代理人の氏名等の記載の上、委任状を添付して提出してください。

問 13 委任状に様式はあるのか。

規定された様式はないため、p 54 の記載例をご参照の上、適宜用意してください。

問 14 再放送同意書の取得方法はどのようなものか。

再放送同意書は、各放送事業者から発給されますので各テレビ局等に共同受信施設の再放送同意を得たい旨、ご相談下さい。発給まで時間を要する場合がありますので早めにお手続き下さい。

問 15 共聴組合の代表者が交代した。定期的に交代することとなるが、その都度手続きが必要か。

その都度、変更届が必要となります。

問 16 業務区域の拡大や端子数の増加・減少等により、小規模施設特定有線一般放送に該当しなくなった場合はどうすればよいのか。

小規模施設特定有線一般放送に該当しない有線一般放送は、（従来どおり）総務大臣の所管となる場合があります（50 端子以下になる場合は放送法の手続きは不要となります。）。

この場合、各都道府県で受理してきた届出を総務大臣（管轄する総合通信局）へ移送することはできませんので、管轄する総合通信局宛に必要な応じて一般放送業務の開始届出書、有線電気通信設備変更届を提出し、各都道府県宛に小規模施設特定有線一般放送の廃止届出書を提出してください。

問 1 7 業務区域の縮小や端子数の増加・減少、有料放送の廃止、区域外放送の廃止等により、小規模施設特定有線一般放送に該当した場合はどうすればよいのか。

小規模施設特定有線一般放送に該当する場合は、各都道府県の所管となる場合があります（50 端子以下になる場合は放送法の手続きは不要。）。この場合、総務大臣（管轄する総合通信局）で受理してきた届出を各都道府県へ移送することはできませんので、管轄する総合通信局宛に必要な応じて一般放送の業務の廃止届出書、有線電気通信設備変更届を提出し、各都道府県宛に小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書を提出してください。

問 1 8 主体が変更になる場合はどうすればよいのか。（例：自主共聴からNHK共聴へ変更となる場合など）。

一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業は、「一般放送業務承継届出書」を提出下さい。有線電気通信設備設置届は承継ができませんので、主体変更前の者より「有線電気通信設備廃止届」をご提出いただき、変更後の主体から新たに「有線電気通信設備設置届」を提出下さい。

上記の「一般放送業務承継届出書」の提出に代わり、主体変更前の者より「小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書」を提出するとともに、変更後の主体から新たに「小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書」を提出することもできます。この場合においても、主体変更前の者より「有線電気通信設備廃止届」をご提出いただき、変更後の主体から新たに「有線電気通信設備設置届」の提出が必要です。

3 補助事業について

問 1 9 有線放送設備について、受信障害対策共聴施設整備事業を活用して整備しているが、注意すべき点はあるか。

受信障害対策共聴施設の新設・改修及びケーブルテレビへの移行に対する助成、受信障害対策共聴施設整備事業等の行政機関からの補助金を活用して整備した設備を変更又は廃止（撤去）する場合には、財産処分の手続きが必要となります。

財産処分に関する手続は、管轄の総合通信局や補助金を受けた行政機関にお問い合わせ下さい。

問 2 0 受信障害対策共聴施設整備事業とはなにか。

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）が受信障害対策共聴施設のデジタル化対応のため、デジタル化に伴う共聴施設の新設・改修又は有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、かかる経費の一部を補助した事業のことです。なお、平成 23 年 9 月 30 日をもって「助成金交付」の申請受付を終了しました。

関係法令集

目 次

1. 放送法関係	62
1-1 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）	62
1-2 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）	66
1-3 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）	67
2. 有線電気通信法関係	71
2-1 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）	71
2-2 有線電気通信法施行規則（昭和 28 年郵政省令第 36 号）	73
2-3 有線電気通信設備令（昭和 28 年政令第 131 号）	74
2-4 有線電気通信設備令施行規則（昭和 46 年郵政省令第 2 号）	77
3. その他関係	91
3-1 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	91
3-2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	91

1. 放送法関係

1-1 放送法（昭和25年法律第132号）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四～二十四 （略）

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第三百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七～二十九 （略）

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 （略）

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2～3 （略）

（一般放送の業務の届出）

第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総

務大臣（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第百四十七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一的都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を当該届出をした総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

（承継）

第百三十四条 一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は一般放送事業者について相続、合併若しくは分割（一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により一般放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。） 、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者（以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。）の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。この場合において、被承継人たる一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（業務の廃止等の届出）

第百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした総務大臣又（小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。

- 2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。

（有線電気通信設備の使用）

第百四十五条 一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。）は、その設置に関し必要とされる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十

二条第一項若しくは第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

- 2 総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第百七十四条並びに第百七十五条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第百七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べるることができる。
- 4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（有料基幹放送契約約款の届出・公表等）

第百四十七条 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款（以下「有料基幹放送契約約款」という。）を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2～3 （略）

（業務の停止）

第百七十四条 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

（資料の提出）

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第百七十四条（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第百十五条第一項若しくは第二項、第百二十四条第一項、第百三十九条第一項又は第百四十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 （略）

第百八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八十四条から前条まで（第百八十五条を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第百八十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第百条、第百二十九条第一項若しくは第二項、第百三十条第四項、第百三十四条第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、第百五十四条第一項若しくは第二項又は第百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

1-2 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）

（資料の提出）

第七条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者又は有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第六号において同じ。））に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 （略）

四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項

ニ・ホ （略）

五・六 （略）

2 法第七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。

1-3 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）

（定義）

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三 （略）

四 「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。

五・六 （略）

七 「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう。

八 「有料放送」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。

九～十四 （略）

（登録を要しない一般放送）

第百三十三条 法第百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一般放送は、次に掲げるものの除外のものとする。

一 衛星一般放送

二 一の有線放送施設（有線一般放送を行うための有線電気通信設備をいう。以下同じ。）に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送をすることを含む。）以外の放送

2 前項第二号の場合において、次の表の上欄に掲げる引込端子については、その数にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数をもつてその数とする。この場合、同表の二の項の当該受信設備のうち、一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。）にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。

一 一の引込端子に他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備（当該設備に順次接続する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を含む。下欄において同じ。）を接続する場合における当該一の引込端子	当該他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備の引込端子の数
二 一の引込端子に二以上の受信設備を接続する場合における当該一の引込端子	当該受信設備の数
三 二以上の引込端子が一の構内にある場合における当該二以上の引込端子	一

3 前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に掲げる引込端子について準用する。

（届出書）

第百四十一条 法第百三十三条第一項の規定による届出は、別表第四十号の様式により行うものとする。

(法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模)

第百四十一条の二 法第百三十三条第一項の総務省令で定める規模のものは、引込端子の数が五百のものとする。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の引込端子について準用する。

(届出一般放送の種類)

第百四十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一 有線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

(1) 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

二 (略)

(添付書類)

第百四十三条 法第百三十三条第一項第五号 の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務の開始の予定の期日

二 編集の基準、放送時間その他の放送番組に関する事項（有線テレビジョン放送にあつては、自主放送（同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）

三 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送をする場合にあつては、法第十一条 の再放送の同意に関する事項

四 受信契約者の見込数

五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関し必要とされる道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し

(変更届出)

第百四十四条 法第百三十三条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別表第四十一号の様式による届出書に前条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、総務大臣（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、法第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事。第百六十九条及び第二百十七条において同じ。）に提出するものとする。この場合において、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その変更に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付しなければならない。

(承継の届出)

第百四十五条 法第百三十四条第二項 の規定による一般放送事業者の地位の承継の届出は、別表第四十二号の様式により行うものとする。

(業務の廃止等の届出)

第百四十六条 法第百三十五条第一項の規定による業務の廃止の届出は、別表第四十三号の様式により行うものとする。

2 法第百三十五条第二項の規定による解散の届出は、別表第四十四号の様式により行うものとする。

(定義)

第百五十条 この目において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「有線テレビジョン放送等」とは、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送をすることを含む。）以外の有線一般放送をいう。
- 二 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。
- 三 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。
- 四 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。
- 五 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
- 六 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。
- 七 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンドから全ての中継増幅器（引込線に介在するものを除く。）までの間（有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合に於ては、ヘッドエンドからタップオフまでの間）のものをいう。

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者（衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者に於ては、有料放送事業者に限る。）は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(適用除外)

第二百十四条 法第七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域をいう。）において行われる有線一般放送

五～八 (略)

2 (略)

(電磁的方法により記録することができる書類等)

第二百十七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

- 2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

2. 有線電気通信法関係

2-1 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）

（定義）

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2 この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 有線電気通信の方式の別
- 二 設備の設置の場所
- 三 設備の概要

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（総務省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

- 一 二人以上の者が共同して設置するもの
- 二 他人（電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの
- 三 他人の通信の用に供されるもの

3 有線電気通信設備を設置した者は、第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに变更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 （略）

（技術基準）

第五条 有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2 （略）

（設備の改善等の措置）

第七条 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第五条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

2 総務大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その

支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

2-2 有線電気通信法施行規則（昭和 28 年郵政省令第 36 号）

（設備の設置の届出）

第一条 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項の規定による有線電気通信設備の設置の届出は、法第三条第二項各号に掲げる有線電気通信設備（次条に掲げるものを除く。）にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二及び別紙様式第三の書類を添え、その他の有線電気通信設備にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二の書類を添え、当該設備の設置の場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含むものとし、設備の設置の場所が二以上の総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長とする。以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して行うものとする。

（設備の変更の届出）

第四条 法第三条第三項の規定による有線電気通信設備の変更の届出は、別紙様式第四の届出書に変更に係る事項（新旧対照を含む。）を記載した書類を添え、所轄総合通信局長を経由して行うものとする。

（設備の廃止の届出）

第五条 有線電気通信設備を設置した者は、その設備を廃止したときは速やかにその旨を別紙様式第五の届出書により、所轄総合通信局長を経由して総務大臣に届け出なければならない。

（届出書等の提出部数）

第八条 法又はこの省令の規定により総務大臣に提出する届出書又は許可の申請書及びこれらに添える書類（次条において「届出書等」という。）の提出部数は、正本一通及び副本一通（届出又は許可の申請に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合は、これらの総合通信局の数と同数）とする。

（電磁的方法による提出）

第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

2-3 有線電気通信設備令（昭和 28 年政令第 131 号）

（定義）

第一条 この政令及びこの政令に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 電線 有線電気通信（送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により信号を行うことを含む。）を行うための導体（絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。）であつて、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以外のもの
- 二 絶縁電線 絶縁物のみで被覆されている電線
- 三 ケーブル 光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線
- 四 強電流電線 強電流電気の伝送を行うための導体（絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。）
- 五 線路 送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）
- 六 支持物 電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物
- 七 離隔距離 線路と他の物体（線路を含む。）とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離
- 八 音声周波 周波数が二〇〇ヘルツを超え、三、五〇〇ヘルツ以下の電磁波
- 九 高周波 周波数が三、五〇〇ヘルツを超える電磁波
- 十 絶対レベル 一の皮相電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表わしたもの
- 十一 平衡度 通信回線の中性点と大地との間に起電力を加えた場合におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたもの

（適用除外）

第二条 有線電気通信法第五条第一項（同法第十一条において準用する場合を含む。）の政令で定める有線電気通信設備は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により船舶内に設置する有線電気通信設備（送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備を含む。以下同じ。）とする。

（使用可能な電線の種類）

第二条の二 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

（通信回線の平衡度）

第三条 通信回線（導体が光ファイバであるものを除く。以下同じ。）の平衡度は、一、〇〇〇ヘルツの交流において三四デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の平衡度は、総務省令で定める方法により測定するものとする。

（線路の電圧及び通信回線の電力）

第四条 通信回線の線路の電圧は、一〇〇ボルト以下でなければならない。ただし、電線としてケーブルのみを使用するとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

- 2 通信回線の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス一〇デシベル以下、高周波であるときは、プラス二〇デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(架空電線の支持物)

第五条 架空電線の支持物は、その架空電線が他人の設置した架空電線又は架空強電流電線と交差し、又は接近するときは、次の各号により設置しなければならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えないように必要な設備をしたときは、この限りでない。

- 一 他人の設置した架空電線又は架空強電流電線を挟み、又はこれらの間を通ることがないようにすること。
- 二 架空強電流電線（当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。）との間の離隔距離は、総務省令で定める値以上とすること。

第六条 道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱は、総務省令で定める安全係数をもたなければならない。

- 2 前項の安全係数は、その電柱に架設する物の重量、電線の不平均張力及び総務省令で定める風圧荷重が加わるものとして計算するものとする。

第七条 第五条第一号及び前条の規定は、次に掲げる線路であつて、絶縁電線又はケーブルを使用するものについては、その設置の日から一月以内は、適用しない。

- 一 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信を行うため設置する線路
- 二 警察事務を行う者がその事務に必要な緊急の通信を行うため設置する線路
- 三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊がその業務に必要な緊急の通信を行うため設置する線路

第七条の二 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上一・八メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(架空電線の高さ)

第八条 架空電線の高さは、その架空電線が道路上にあるとき、鉄道又は軌道を横断するとき、及び河川を横断するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

(架空電線と他人の設置した架空電線等との関係)

第九条 架空電線は、他人の設置した架空電線との離隔距離が三〇センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は設置しようとする架空電線（これに係る中継器その他の機器を含む。以下この条において同じ。）が、その他人の設置した架空電線に係る作業に支障を及ぼさず、かつ、その他人の設置した架空電線に損傷を与えない場合として総務省令で定めるときは、この限りでない。

第十条 架空電線は、他人の建造物との離隔距離が三〇センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。

第十一条 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との水平距離がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

第十二条 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければならない、架空強電流電線と同一の支持物に架設してはならない。

(強電流電線に重畳される通信回線)

第十三条 強電流電線に重畳される通信回線は、左の各号により設置しなければならない。

- 一 重畳される部分とその他の部分とを安全に分離し、且つ、開閉できるようにすること。
- 二 重畳される部分に異常電圧が生じた場合において、その他の部分を保護するため総務省令で定める保安装置を設置すること。

(地中電線)

第十四条 地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が三〇センチメートル（その地中強電流電線の電圧が七、〇〇〇ボルトを超えるものであるときは、六〇センチメートル）以下となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

第十五条 地中電線の金属製の被覆又は管路は、地中強電流電線の金属製の被覆又は管路と電氣的に接続してはならない。但し、電気鉄道又は電気軌道の帰線から漏れる直流の電流による腐しよくを防止するため接続する場合であつて、総務省令で定める設備をする場合は、この限りでない。

(海底電線)

第十六条 海底電線は、他人の設置する海底電線又は海底強電流電線との水平距離が五〇〇メートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。

(屋内電線)

第十七条 屋内電線（光ファイバを除く。以下この条において同じ。）と大地との間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗は、直流一〇〇ボルトの電圧で測定した値で、一メガオーム以上でなければならない。

第十八条 屋内電線は、屋内強電流電線との離隔距離が三〇センチメートル以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければならない、設置してはならない。

(有線電気通信設備の保安)

第十九条 有線電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、絶縁機能、避雷機能その他の保安機能をもたなければならない。

2-4 有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）

（定義）

第一条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 令 有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）
- 二 強電流裸電線 絶縁物で被覆されていない強電流電線
- 三 強電流絶縁電線 絶縁物のみで被覆されている強電流電線
- 四 強電流ケーブル 絶縁物及び保護物で被覆されている強電流電線
- 五 電車線 電車にその動力用の電気を供給するために使用する接触強電流裸電線及び鋼索鉄道の車両内の装置に電気を供給するために使用する接触強電流裸電線
- 六 低周波 周波数が二〇〇ヘルツ以下の電磁波
- 七 最大音量 通信回線に伝送される音響の電力を別に告示するところにより測定した値
- 八 低圧 直流にあつては七五〇ボルト以下、交流にあつては六〇〇ボルト以下の電圧
- 九 高圧 直流にあつては七五〇ボルトを、交流にあつては六〇〇ボルトを超え、七、〇〇〇ボルト以下の電圧
- 十 特別高圧 七、〇〇〇ボルトを超える電圧

（使用可能な電線の種類）

第一条の二 令第二条の二ただし書に規定する総務省令で定める場合は、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えるおそれがなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合とする。

（一定の平衡度を要しない場合）

第二条 令第三条第一項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 通信回線が、線路に直流又は低周波の電流を送るものであるとき。
 - 二 通信回線が、他人の設置する有線電気通信設備に対して妨害を与えるおそれがない電線を使用するものであるとき。
 - 三 通信回線が、強電流電線に重畳されるものであるとき。
 - 四 通信回線が、他の通信回線に対して与える妨害が絶対レベルで表した値でマイナス五八デシベル以下であるとき。ただし、イ又はロに規定する場合は、この限りでない。
 - イ 通信回線が、線路に音声周波又は高周波の電流を送る通信回線であつて増幅器があるものに対して与える妨害が、その受端の増幅器の入力側において絶対レベルで表した値で、被妨害回線の線路の電流の周波数が音声周波であるときは、マイナス七〇デシベル以下、高周波であるときは、マイナス八五デシベル以下であるとき。
 - ロ 通信回線が、線路に直流又は低周波の電流を送る通信回線であつて大地帰路方式のものに対して与える妨害が、その妨害をうける通信回線の受信電流の五パーセント（その受信電流が五ミリアンペア以下であるときは、〇・二五ミリアンペア）以下であるとき。
 - 五 被妨害回線を設置する者が承諾するとき。
- 2 同一の者が設置する二以上の通信回線が他人の設置する通信回線に対して同時に妨害を与える場合は、前項第四号の規定の適用については、その同一の者が設置する通信回線を一の通信回線とみなす。
- 3 第一項第四号に規定する妨害は、別に告示する方法により測定するものとする。

- 4 令第三条第二項に規定する総務省令で定める平衡度の測定方法は、別に告示する測定回路を用いるものとし、送端で測定した値と受端で測定した値とが異なるときは、その小なるものを通信回線の平衡度とするものとする。

(通信回線の電力)

第三条 令第四条第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 通信回線が、ラジオ放送を行うための有線電気通信設備（音声周波を使用するものに限る。）のものであつて、その電力が最大音量において五〇ワット（同一の支持物によつて支持される二以上の通信回線にあつては、電力の合計が最大音量において五〇ワット）以下であるとき。
- 二 通信回線が、強電流電線に重畳されるものであつて、その電力が送信装置の出力（強電流電線及びこれを支持し、又は保蔵する工作物（以下「強電流線路」という。）の故障区間に電流が流れることを防止するために設置する保護継電装置その他これに類するものを動作させる信号の電力を除く。）で一〇ワット以下であるとき。
- 三 前条第一項第四号及び第五号に掲げる場合に該当する通信回線であるとき。

(架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離)

第四条 令第五条第二号に規定する総務省令で定める値は、次の各号の場合において、それぞれ当該各号のとおりとする。

- 一 架空強電流電線の使用電圧が低圧又は高圧であるときは、次の表の上欄に掲げる架空強電流電線の使用電圧及び種別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とすること。

架空強電流電線の使用電圧及び種別		離隔距離
低圧		三〇センチメートル
高圧	強電流ケーブル	三〇センチメートル
	その他の強電流電線	六〇センチメートル

- 二 架空強電流電線の使用電圧が特別高圧であるときは、次の表の上欄に掲げる架空強電流電線の使用電圧及び種別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とすること。

架空強電流電線の使用電圧及び種別		離隔距離
三五、〇〇〇ボルト以下のもの	強電流ケーブル	五〇センチメートル
	特別高圧強電流絶縁電線	一メートル
	その他の強電流電線	二メートル
三五、〇〇〇ボルトを超え六〇、〇〇〇ボルト以下のもの		二メートル
六〇、〇〇〇ボルトを超えるもの		二メートルに使用電圧が六〇、〇〇〇ボルトを超える一〇、〇〇〇ボルト又はその端数ごとに一二センチメートルを加えた値

(電柱の安全係数)

第五条 令第六条第一項に規定する総務省令で定める電柱は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該電柱の安全係数は、木柱にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる値、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱にあつては、一・〇以上の値とする。

電柱の区別	安全係数
一道路上に、又は道路からその電柱の高さの	一・二

一・二倍に相当する距離以内の場所に設置する電柱（架空電線と架空強電流電線とを架設するものを除く。）	
二次のいずれかの架空電線を架設する電柱（架空電線と架空強電流電線とを架設するものを除く。） イ 建築物からその電柱の高さに相当する距離以内に接近する架空電線 ロ 架空電線（他人の設置したものに限る。）若しくは架空強電流電線と交差し、又はその電柱の高さに相当する距離以内に接近する架空電線 ハ 鉄道若しくは軌道からその電柱の高さに相当する距離以内に接近し、又は道路、鉄道若しくは軌道を横断する架空電線	一・二
三 架空電線と低圧又は高圧の架空強電流電線とを架設する電柱	一・五
四 架空電線と特別高圧の架空強電流電線とを架設する電柱	二・〇

2 電柱に支線又は支柱を施設した支持物にあつては、その支持物の安全係数をその電柱の安全係数とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、前項の表の四の項中「二・〇」とあるのは「一・五」と読み替えるものとする。

3 安全係数の計算方法は、別に告示する。

（風圧荷重）

第六条 令第六条第二項に規定する総務省令で定める風圧荷重は、次の三種とする。

一 甲種風圧荷重次の表の上欄に掲げる風圧を受ける物の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるその物の垂直投影面の風圧が加わるものとして計算した荷重

風圧を受ける物		その物の垂直投影面の風圧
木柱又は鉄筋コンクリート柱		七八〇パスカル
鉄柱	円筒柱	七八〇パスカル
	三角柱又はひし形柱	一、八六〇パスカル
	角柱（鋼管により構成されるものに限る。）	一、四七〇パスカル
	その他のもの	二、三五〇パスカル
鉄塔	鋼管により構成されたもの	一、六七〇パスカル
	その他のもの	二、八四〇パスカル
電線又はちよう架用線		九八〇パスカル
腕金類又は函類		一、五七〇パスカル

二 乙種風圧荷重電線又はちよう架用線に比重〇・九の氷雪が厚さ六ミリメートル付着した場合において、前号の表の上欄に掲げる風圧を受ける物の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるその物の垂直投影面の風圧の二分の一の風圧が加わるものとして計算した荷重

三 丙種風圧荷重第一号の表の上欄に掲げる風圧を受ける物の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるその物の垂直投影面の風圧の二分の一の風圧が加わるものとして計算した荷重であつて、前号に掲げるもの以外のもの

- 2 令第六条第二項に規定する電柱の安全係数は、市街地以外の地域であつて、氷雪の多い地域以外の地域においては、甲種風圧荷重、氷雪の多い地域においては、甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重のうちいずれか大であるもの、市街地においては、丙種風圧荷重が加わるものとして計算する。

(架空電線の支持物の昇塔防止)

第六条の二 令第七条の二ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 足場金具等が支持物の内部に格納できる構造であるとき。
- 二 支持物の周囲に取扱者以外の者が立ち入らないように、さく、塀その他これに類する物を設けるとき。
- 三 支持物を、人が容易に立ち入るおそれがない場所に設置するとき。

(架空電線の高さ)

第七条 令第八条に規定する総務省令で定める架空電線の高さは、次の各号によらなければならない。

- 一 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から五メートル（交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事上やむを得ないときは、歩道と車道との区別がある道路の歩道上においては、二・五メートル、その他の道路上においては、四・五メートル）以上であること。
- 二 架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から三メートル以上であること。
- 三 架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から六メートル（車両の運行に支障を及ぼすおそれがない高さが六メートルより低い場合は、その高さ）以上であること。
- 四 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがない高さであること。

(三〇センチメートル以下の離隔距離で架空電線を設置できる場合)

第七条の二 令第九条ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのとき（第四号に掲げるときを除き架空電線を設置しようとする者がその他人に架空電線を設置することについて通知を行つた場合に限る。）とする。

- 一 設置しようとする架空電線を既に設置された架空電線と束ねて同一の位置に設置する場合であつて、当該設置しようとする架空電線に係る中継器その他の機器の設置場所が既に設置された架空電線に係る中継器その他の機器の設置場所と異なるとき。
- 二 架空電線を設置しようとする電柱の所有者（以下「電柱所有者」という。）が当該電柱に腕金類を設置している場合であつて、当該電柱所有者が指定する位置に架空電線を設置するとき。
- 三 架空電線を設置しようとする者が電柱所有者の承諾を得て電柱に腕金類を設置する場合であつて、当該電柱所有者が指定する位置に架空電線を設置するとき。
- 四 架空電線を設置しようとする者とその他人が令第九条ただし書の条件を満たすことについて確認したとき。

- 2 前項の通知は、架空電線の設置の工事の開始の日の二週間前までに、次に掲げる事項を明示して、又は架空電線を設置しようとする者と電柱所有者との間の協議の内容が明らかにされているものと及び設置しようとする架空電線の設置の方法に関する説明書を添付してするものとする。

- 一 架空電線を設置しようとする電柱の所在地及び電柱番号
- 二 材質、長さ、強度、架線状況、変電装置の有無その他架空電線を設置しようとする電柱の状況
- 三 架空電線を設置しようとする電柱に既に設置されている架空電線の状況（工作物がある場合はその内容を含む。）

- 四 設置しようとする架空電線の設置予定位置及び地上高、設置しようとする架空電線及びそれに係る中継器その他の機器と既に設置された架空電線及びそれに係る中継器その他の機器との離隔距離その他設置しようとする架空電線の概要を示す図
- 五 設置しようとする架空電線の設置の方法に関する説明書
- 六 架空電線を設置しようとする電柱の写真
- 七 その他特記すべき事項

(保護網)

第八条 令第十一条に規定する総務省令で定めるところにより設けることとされる保護網の種類は、次の二種とし、その構成は、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 第一種保護網

- イ 特別保安接地工事（接地抵抗が一〇オーム以下となるように接地する工事をいう。以下同じ。）をした金属線による網状のものであること。
- ロ 保護網の外周を構成する金属線には、直径三・五ミリメートル以上の銅覆鋼線又は直径五ミリメートルの硬銅線若しくはこれと同等以上の強さのものを使用し、その他の部分を構成する金属線には、直径三・五ミリメートル以上の銅覆鋼線又は直径四ミリメートルの硬銅線若しくはこれと同等以上の強さのものを使用すること。
- ハ 平行する金属線相互間の距離は、それぞれ一・五メートル以下とすること。

二 第二種保護網

- イ 保安接地工事（接地抵抗が一〇〇オーム以下となるように接地する工事をいう。以下同じ。）をした金属線による網状のものであること。
- ロ 縦線にあつては、直径三・五ミリメートル以上の銅覆鋼線又は直径四ミリメートルの硬銅線若しくはこれと同等以上の強さのもの、横線にあつては、直径二・六ミリメートルの硬銅線又はこれと同等以上の強さのものを使用すること。
- ハ 平行する金属線相互間の距離は、それぞれ一・五メートル以下とすること。

2 保護網は、次により設置しなければならない。

- 一 保護網と架空電線との垂直離隔距離は、六〇センチメートル（工事上やむを得ない場合であつて、第二種保護網については、三〇センチメートル）以上とすること。
 - 二 保護網が架空電線及び架空強電流電線の外に張り出す幅は、保護網と架空電線との間の垂直距離の二分の一に相当する長さ（その長さが三〇センチメートル未満となる場合は、三〇センチメートル）以上とすること。
- 3 第二種保護網は、第一種保護網をもつてかえることができることとし、第一種保護網は、第二種保護網をもつてかえることができないこととする。

(保護線)

第九条 令第十一条に規定する総務省令で定めるところにより設けることとされる保護線の種類は、次の二種とし、その構成は、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 第一種保護線

- イ 直径三・五ミリメートル以上の銅覆鋼線又は直径四ミリメートルの硬銅線若しくはこれと同等以上の強さのものを二条以上使用し、かつ、これらに保安接地工事をする事。
- ロ イの金属線相互間の距離は、七五センチメートル以下であること。

二 第二種保護線

直径三・五ミリメートルの銅覆鋼線又は直径五ミリメートルの硬銅線若しくはこれと同等以上の強さのものを使用し、かつ、これらに保安接地工事をする事。

- 2 保護線は、次により設置しなければならない。
 - 一 架空電線と四五度をこえる水平角度で交差すること。
 - 二 保護線と架空電線との垂直離隔距離は、六〇センチメートル以上とすること。
 - 三 保護線が架空電線の外部に張り出す長さは、保護線と架空電線との間の垂直距離の二分の一に相当する長さ（その長さが三〇センチメートル未満となる場合は、三〇センチメートル）以上とすること。
- 3 第二種保護線は、第一種保護線をもつてかえることができることとし、第一種保護線は、第二種保護線をもつてかえることができないこととする。

（架空電線と低圧又は高圧の架空強電流電線との交差又は接近）

第十条 令第十一条の規定により、架空電線が低圧又は高圧の架空強電流電線と交差し、又は同条に規定する距離以内に接近する場合には、架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、次の表の上欄に掲げる架空強電流電線の使用電圧及び種別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置しなければならない。

架空強電流電線の使用電圧及び種別		離隔距離
低圧	高圧強電流絶縁電線、特別高圧強電流絶縁電線又は強電流ケーブル	三〇センチメートル（強電流電線の設置者の承諾を得たときは一五センチメートル）
	強電流絶縁電線	六〇センチメートル（強電流電線の設置者の承諾を得たときは三〇センチメートル（強電流電線が引込線であり、かつ、架空電線が別に告示する条件に適合する場合であつて、強電流電線の設置者の承諾を得たときは十五センチメートル））
高圧	強電流ケーブル	四〇センチメートル
	高圧強電流絶縁電線又は特別高圧強電流絶縁電線	八〇センチメートル

- 2 令第十一条の規定により、架空電線が低圧又は高圧の架空強電流電線から同条に規定する距離以内に接近する場合において、工事上やむを得ない場合であつて、次の各号の規定によるとき、又は架空電線を水平距離で、高圧の架空強電流電線から二・五メートル以上の距離において設置する場合であつて、架空電線の支持物の倒壊の際に、架空電線及びその支持物が架空強電流電線に接触するおそれがないときは、前項の規定にかかわらず、架空電線は、架空強電流電線の上に設置することができる。
 - 一 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、前項に規定するところによること。
 - 二 架空電線の支持物は、次の規定により設置すること。ただし、その架空強電流電線の使用電圧が低圧であるときは、この限りでない。
 - イ 木柱にあつては、その太さが末口で一二センチメートル以上であり、かつ、安全係数が一・三以上であること。
 - ロ 架空電線の直線部分（五度以下の水平角度をなす箇所を含む。）を支持する支持物相互間の距離の差が大である箇所、架空電線が五度をこえる水平角度をなす箇所又は全架渉線を引き留める箇所に使用する木柱、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱であつて、安全係数が一・三未満のものには、不平均張力による水平力に耐える支線又は支柱を設けること。

3 令第十一条の規定により、架空電線が低圧又は高圧の架空強電流電線と交差する場合において、工事上やむを得ない場合であつて、次の各号の規定によるときは、第一項の規定にかかわらず、架空電線は、架空強電流電線の上に設置することができる。

- 一 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、第一項に規定するところによること。
- 二 架空電線の支持物は、前項第二号の規定により設置すること。

(架空電線と特別高圧の架空強電流電線との接近)

第十一条 令第十一条の規定により、架空電線が特別高圧の架空強電流電線から同条に規定する距離以内に接近する場合には、架空電線は、次の各号に規定するところにより、架空強電流電線の下に設置しなければならない。

- 一 架空電線と架空強電流電線との水平距離が三メートル以上であるときは、架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。
- 二 架空電線と架空強電流電線との水平距離が三メートル未満であるときは、架空電線は次の規定により設置すること。

イ 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。

ロ 架空電線と架空強電流電線との水平離隔距離は、二メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 架空電線が直径五ミリメートルの硬銅線と同等以上の強さの絶縁電線又はケーブルであるとき。

(2) 架空電線を直径四ミリメートルの垂鉛めつき鉄線又はこれと同等以上の強さのものでちよう架して設置するとき。

(3) 架空電線が電柱から引留点までの距離が一五メートル以下の引込線であるとき。

(4) 架空電線と架空強電流電線との垂直距離が六メートル以上であるとき。

(5) 架空電線と架空強電流電線との間に第二種保護線（架空強電流線路が第二種特別保安工事（電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十一号）の規定による。以下同じ。）により設置されていないときは、第一種保護網）を設置するとき。

(6) 架空強電流電線が、強電流ケーブル又は特別電圧強電流絶縁電線であり、その使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下のものであるとき。

ハ 架空電線のうち架空強電流電線との水平距離が三メートル未満となるように設置される部分の長さが連続して五〇メートル以下であり、かつ、架空強電流電線の一径間内における当該部分の長さの合計が五〇メートル以下であること。ただし、架空強電流線路の電圧が三五、〇〇〇ボルト以下であり、かつ、第二種特別保安工事により設置されているものであるとき、又はその電圧が三五、〇〇〇ボルトを超え、かつ、第一種特別保安工事（電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十一号）の規定による。以下同じ。）により設置されているものであるときは、この限りでない。

三 第二号の第二種保護線又は第一種保護網と特別高圧の架空強電流電線との垂直離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。

2 令第十一条の規定により、架空電線が特別電圧の架空強電流電線から同条に規定する距離以内に接近する場合において、架空電線と架空強電流電線との水平距離が三メートル以上である場合であつて、架空電線の支持物の倒壊の際に、架空電線及びその支持物が架空強電流電線に接触するおそれがないとき、又は次の各号の規定によるときは、前項の規定にかかわらず、架空電線は、架空強電流電線の上に設置することができる。

- 一 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。

二 架空電線及びその支持物は、次の規定により設置すること。ただし、架空強電流電線がケーブルであり、その使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下のものであるときは、この限りでない。

イ 架空電線は、ケーブル又は直径五ミリメートルの硬銅線と同等以上の強さの絶縁電線であること。

ロ 木柱にあつては、その太さが末口で一二センチメートル以上であり、かつ、安全係数が一・五以上であること。

ハ 架空電線の直線部分（五度以下の水平角度をなす箇所を含む。）を支持する支持物相互間の距離の差が大である箇所、架空電線が五度を超える水平角度をなす箇所又は全架渉線を引き留める箇所に使用する木柱、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱であつて、安全係数が一・五未満のものには、不平均張力による水平力に耐える支線又は支柱を設けること。

ニ 架空強電流電線と接近する側の反対側に支線を設けること。

（架空電線と特別高圧の架空強電流電線との交差）

第十二条 令第十一条の規定により、架空電線が特別高圧の架空強電流電線と交差する場合には、架空電線は、次の各号に規定するところにより、架空強電流電線の下に設置しなければならない。

一 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。

二 架空強電流線路が、第二種特別保安工事により設置されている場合は、架空電線と架空強電流電線との間に第二種保護線を設置すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 架空電線（垂直に二以上あるときは、その最上部のもの。）がケーブル、直径五ミリメートルの硬銅線と同等以上の強さの絶縁電線又は直径四ミリメートルの垂鉛めつき鉄線若しくはこれと同等以上の強さのものでちよう架するものであるとき。

ロ 架空電線が電柱から引留点までの距離が一五メートル以下の引込線であるとき。

ハ 架空電線と架空強電流電線との垂直距離が六メートル以上であるとき。

ニ 架空強電流電線が強電流ケーブル又は特別高圧強電流絶縁電線であり、その使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下のものであるとき。

ホ 架空電線と架空強電流電線との間に第一種保護網を設置するとき。

三 架空強電流線路が、第二種特別保安工事により設置されていない場合は、架空電線と架空強電流電線との間に第一種保護網を設置すること。

四 架空電線のうち架空強電流電線との水平距離が三メートル未満となるように設置される部分の長さは、五〇メートル以下とすること。ただし、架空強電流線路の電圧が三五、〇〇〇ボルト以下であり、かつ、第二種特別保安工事により設置されているものである場合、又はその電圧が三五、〇〇〇ボルトを超え、かつ、第一種特別保安工事により設置されているものである場合は、この限りでない。

五 第二号の第二種保護線又は第三号の第一種保護網と特別高圧の架空強電流電線と垂直離隔距離は、第四条第二号に規定するところによること。

2 令第十一条の規定により、架空電線が特別高圧の架空強電流電線と交差する場合において、前条第二項第一号及び第二号の規定並びに次の各号のいずれかの規定による場合は、前項の規定にかかわらず、架空電線は、架空強電流電線の上に設置することができる。

一 架空強電流電線の使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下であり、かつ、強電流ケーブルであるとき。

二 架空強電流電線の使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下であり、かつ、その上方に堅ろうな防護装置を設け、その金属製部分に保安接地工事を施したものであるとき。

(架空電線と架空電車線との交差又は接近)

第十三条 令第十一条の規定により、架空電線が低圧又は高圧の架空直流電車線、鋼索鉄道の架空電車線又はこれらと電氣的に接続するちよう架用線（以下「電車線等」という。）と交差し、又は同条に規定する距離以内に接近する場合は、次の各号の規定によらなければならない。

一 架空電線と電車線等との水平離隔距離は、電車線の使用電圧が低圧の場合は、六〇センチメートル以上、高圧の場合は、一・二メートル以上とすること。ただし、電車線等の設置者の承諾を得た場合は、この限りでない。

二 架空電線が、高圧の電車線等と四五度以下の水平角度で交差する場合、又は高圧の電車線等との水平距離が二・五メートル以下である場合は、架空電線と電車線等との間に第二種保護網を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 架空電線と高圧の架空強電流電線との水平距離が一・二メートル以上であり、かつ、垂直距離がその水平距離の一・五倍以下であるとき。

ロ 架空電線と電車線等との垂直距離が六メートル以上であり、かつ、架空電線が、ケーブル又は直径五ミリメートルの硬銅線と同等以上の強さの絶縁電線であるとき。

三 架空電線が、電車線等と四五度を超える水平角度で交差する場合は、架空電線と電車線等との間に、第一種保護線を設置すること。ただし、電車線等の設置者の承諾を得た場合は、この限りでない。

四 第二号の第二種保護網又は第三号の第一種保護線と電車線等との垂直離隔距離は六〇センチメートル（電車線等の設置者の承諾を得たときは、三〇センチメートル）以上とすること。

2 令第十一条の規定により、架空電線が交流電車線と同条に規定する距離以内に接近する場合には、架空電線と交流電車線との水平距離は、三メートル以上とし、かつ、架空電線又は交流電車線の切断、これらの支持物の倒壊等の際に、架空電線が交流電車線と接触しないように設置しなければならない。

3 令第十一条の規定により、架空電線が交流電車線と交差する場合には、次の各号の規定によらなければならない。

一 架空電線又はその支持物と交流電車線との離隔距離は、二メートル以上とすること。

二 架空電線には、ケーブルを使用し、かつ、これを断面積三八平方ミリメートル以上の亜鉛めつき綱より線であつて、引つ張り荷重が二九、四〇〇ニュートン以上のもの（交流電車線と交差する部分を含む径間において接続点のないものに限る。）でちよう架して設置すること。

三 電柱（木柱である場合に限る。）は、太さが末口で一二センチメートル以上であり、かつ、安全係数が二・〇以上であること。

四 電柱（鉄塔である場合を除く。）には、線路の方向に交差する側の反対側及び線路と直角の方向にその両側に支線を設けること。

五 架空電線の直線部分（五度以下の水平角度をなす箇所を含む。）を支持する支持物相互間の距離の差が大である箇所、架空電線が五度を超える水平角度をなす箇所又は全架渉線を引き留める箇所に使用する木柱、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱であつて、安全係数が一・五未満のものには、不平均張力による水平力に耐える支線又は支柱を設けること。

(架空強電流電線と同一の支持物に架設する架空電線)

第十四条 令第十二条の規定により、架空電線を低圧又は高圧の架空強電流電線と二以上の同一の支持物に連続して架設するときは、次の各号によらなければならない。

一 架空電線を架空強電流電線の下とし、架空強電流電線の腕金類と別の腕金類に架設すること。ただし、架空強電流電線が低圧であつて高圧強電流絶縁電線、特別高圧強電流絶縁電線若しくは

強電流ケーブルであるとき、又は架空電線の導体が架空地線（架空強電流線路に使用するものに限る。以下同じ。）に内蔵若しくは外接して設置される光ファイバであるときは、この限りでない。

二 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、次の表の上欄に掲げる架空強電流電線の使用電圧及び種別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上とすること。

架空強電流電線の使用電圧及び種別		離隔距離
低圧	高圧強電流絶縁電線、特別高圧強電流絶縁電線又は強電流ケーブル	三〇センチメートル
	強電流絶縁電線	七五センチメートル（強電流電線の設置者の承諾を得たときは六〇センチメートル（架空電線が別に告示する条件に適合する場合であつて、強電流電線の設置者の承諾を得たときは三〇センチメートル））
高圧	強電流ケーブル	五〇センチメートル（架空電線が別に告示する条件に適合する場合であつて、強電流電線の設置者の承諾を得たときは三〇センチメートル））
	その他の強電流電線	一・五メートル（強電流電線の設置者の承諾を得たときは一メートル（架空電線が別に告示する条件に適合する場合であつて、強電流電線の設置者の承諾を得たときは六〇センチメートル））

2 架空電線を低圧又は高圧の架空強電流電線と一の同一の支持物に限つて架設するときは、第十条第一項の離隔距離の規定により設置するものとする。ただし、架空強電流電線の設置者の承諾を得、かつ、架空電線が別に告示する条件に適合するものである場合において、架空強電流電線の使用電圧が高圧であつて、その種別が強電流ケーブルであるときは三〇センチメートル以上、高圧強電流絶縁電線又は特別高圧強電流絶縁電線であるときは六〇センチメートル以上とすることができる。

3 架空電線を低圧又は高圧の架空強電流電線と同一の支持物に架設する場合には、架空線路の垂直配線（支持物の長さの方向に架設される電線及び強電流電線並びにその附属物をいう。以下同じ。）は、架空強電流線路の垂直配線と支持物を挟んで設置しなければならない。ただし、架空線路の垂直配線が架空強電流線路の垂直配線から一メートル以上離れているとき又は架空線路の垂直配線がケーブルであり、かつ、架空強電流線路の垂直配線が強電流ケーブルである場合において、それらを直接接触するおそれがないように支持物に堅ろうに設置するときは、支持物の同側に設置することができる。

4 架空電線（電力保安用のもの及び電気鉄道の専用敷地内に設置する電気鉄道用のものを除く。以下この項において同じ。）は、特別高圧の架空強電流電線と同一の支持物に架設してはならない。ただし、次の各号のいずれかの規定によるときは、この限りでない。

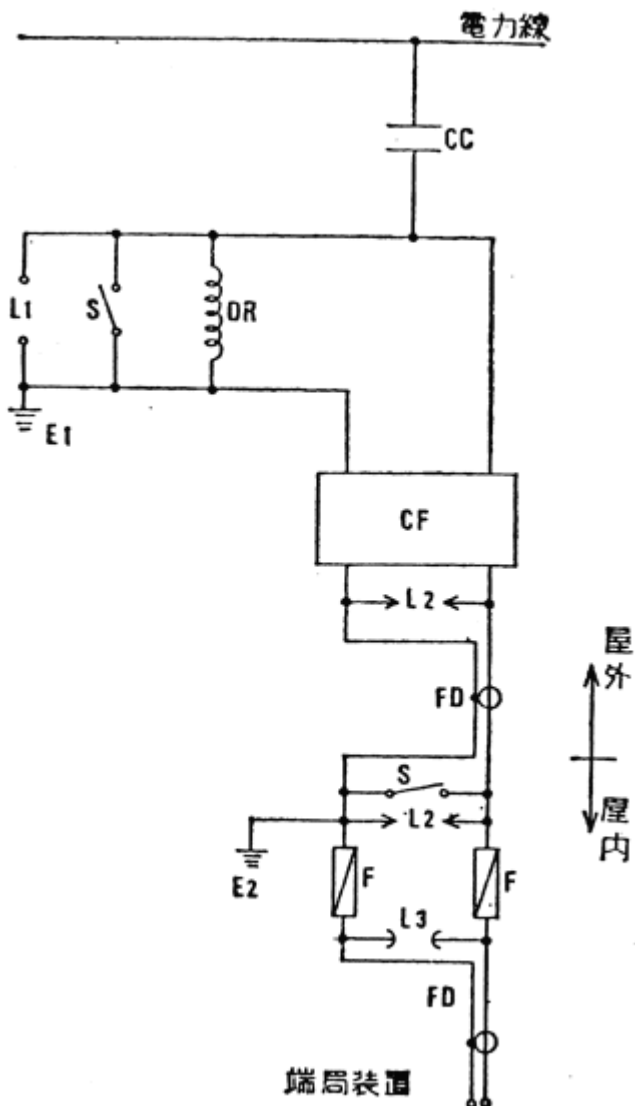
一 次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 架空強電流電線の使用電圧が三五、〇〇〇ボルト以下であること。

- ロ 架空強電流電線が、強電流ケーブル又は断面積が五五平方ミリメートルの硬銅より線若しくはこれと同等以上の強さのより線を使用しているものであること。
 - ハ 架空電線は、架空強電流電線の下とし、別個の腕金類に設置すること。
 - ニ 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、二メートル（架空強電流電線が強電流ケーブルのときは、五〇センチメートル）以上とすること。
 - 二 架空電線の導体が架空地線に内蔵又は外接して設置される光ファイバであること。
- 5 第十条から前条までの規定は、第二項に規定する場合を除き、架空電線を架空強電流電線と同一の支持物に架設するときは、適用しない。

（強電流電線に重畳される通信回線の保安装置）

第十五条 令第十三条第二号に規定する総務省令で定める保安装置は、次に掲げる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置とする。



- 注一 CCは、結合コンデンサー（結合アンテナを含む。）とする。
- 二 CFは、結合フィルターとする。
- 三 L1は、動作開始電圧が交流二、〇〇〇ボルトを超え三、〇〇〇ボルト以下に調整された球状放電ギャップとする。

- 四 L 2 は、動作開始電圧が交流一、三〇〇ボルトを超え一、六〇〇ボルト以下に調整された放電ギャップとする。
- 五 L 3 は、交流三〇〇ボルト以下で動作する避雷器とする。
- 六 F は、定格電流一〇アンペア以下の包装ヒューズとする。
- 七 S は、接地用開閉器とする。
- 八 DR は、電流容量二アンペア以上の排流線輪とする。
- 九 FD は、同軸ケーブルとする。
- 十 E 1 及び E 2 は、それぞれ単独接地とする。

(地中電線の設備)

第十六条 令第十四条の規定により、地中電線を地中強電流電線から同条に規定する距離において設置する場合には、地中電線と地中強電流電線との間に堅ろうかつ耐火性の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、地中強電流電線の設置者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、地中強電流電線に接触しないように設置する場合
- 二 導体が光ファイバである場合
- 三 ケーブルを使用し、かつ、地中強電流電線（その電圧が一七〇、〇〇〇ボルト未満のものに限る。）との離隔距離が一〇センチメートル以上となるように設置する場合

第十七条 令第十五条ただし書に規定する総務省令で定める設備は、地中電線の金属製の被覆又は管路と地中強電流電線の金属製の被覆又は管路との接続箇所に、強電流設備から有線電気通信設備に流入する危険な電流を防止し、又は制限するため設置するヒューズ、開閉器その他これに類する装置とする。

(屋内電線と屋内強電流電線との交差又は接近)

第十八条 令第十八条の規定により、屋内電線が低圧の屋内強電流電線と交差し、又は同条に規定する距離以内に接近する場合には、屋内電線は、次の各号に規定するところにより設置しなければならない。

- 一 屋内電線と屋内強電流電線との離隔距離は、一〇センチメートル（屋内強電流電線が強電流裸電線であるときは、三〇センチメートル）以上とすること。ただし、屋内強電流電線が三〇〇ボルト以下である場合において、屋内電線と屋内強電流電線との間に絶縁性の隔壁を設置するとき、又は屋内強電流電線が絶縁管（絶縁性、難燃性及び耐水性のものに限る。）に収めて設置されているときは、この限りでない。
- 二 屋内強電流電線が、接地工事をした金属製の、又は絶縁度の高い管、ダクト、ボックスその他これに類するもの（以下「管等」という。）に収めて設置されているとき、又は強電流ケーブルであるときは、屋内電線は、屋内強電流電線を収容する管等又は強電流ケーブルに接触しないように設置すること。
- 三 屋内電線と屋内強電流電線とを同一の管等に収めて設置しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 屋内電線と屋内強電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分に特別保安接地工事を施したダクト又はボックスの中に屋内電線と屋内強電流電線を収めて設置するとき。

ロ 屋内電線が、特別保安接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有するケーブルであるとき。

ハ 屋内電線が、光ファイバその他金属以外のもので構成されているとき。

- 2 令第十八条の規定により、屋内電線が高圧の屋内強電流電線と交差し、又は同条に規定する距離以内に接近する場合には、屋内電線と屋内強電流電線との離隔距離が一五センチメートル以上となるように設置しなければならない。ただし、屋内強電流電線が強電流ケーブルであつて、屋内電線と屋内強電流電線との間に耐火性のある堅ろうな隔壁を設けると、又は屋内強電流電線を耐火性のある堅ろうな管に収めて設置するときは、この限りでない。
- 3 令第十八条の規定により、屋内電線が特別高圧の屋内強電流電線であつて、ケーブルであるものから同条に規定する距離に接近する場合には、屋内電線は、屋内強電流電線と接触しないように設置しなければならない。

(保安機能)

第十九条 令第十九条の規定により、有線電気通信設備には、第十五条、第十七条及び次項第三号に規定するほか、次の各号に規定するところにより保安装置を設置しなければならない。ただし、その線路が地中電線であつて、架空電線と接続しないものである場合、又は導体が光ファイバである場合は、この限りでない。

- 一 屋内の有線電気通信設備と引込線との接続箇所及び線路の一部に裸線及びケーブルを使用する場合におけるそのケーブルとケーブル以外の電線との接続箇所に、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置を設置すること。ただし、雷又は強電流電線との混触により、人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがない場合は、この限りでない。
- 二 前号の避雷器の接地線を架空電線の支持物又は建造物の壁面に沿つて設置するときは、第十四条第三項の規定によること。
- 2 令第十九条の規定により、中継増幅器にき電する場合には、線路にはケーブルを使用するものとし、その線路、中継増幅器及びき電装置は、次の各号に規定するところによらなければならない。
 - 一 ケーブルは、次の条件に適合するものであること。
 - イ き電電圧が高圧の場合には、同軸ケーブルにあつては、内部導体と外部導体又は金属製の外被との間、平衡ケーブルにあつては、心線相互間又は心線と外被との間（外被が絶縁性のものであるときは、心線と大地との間）に、き電電圧の一・五倍の電圧を連続して一〇分間加えたときこれに耐えるものであること。
 - ロ き電電圧が低圧の場合には、同軸ケーブルにあつては、内部導体と外部導体又は金属製の外被との間、平衡ケーブルにあつては、心線相互間又は心線と金属製の外被との間の絶縁抵抗が、き電電圧が三〇〇ボルト以下のものにあつては、〇・二メガオーム以上、三〇〇ボルトを超えるものにあつては、〇・四メガオーム以上であること。
 - 二 ケーブルの金属製の外被（同軸ケーブルで金属製の外被がないものにあつては、外部導体）並びに中継増幅器及びき電装置のきよう体を接地すること。
 - 三 き電電圧が高圧の場合におけるき電装置には、ケーブルの絶縁破壊を防止するため別に告示する保安装置を設けること。
- 3 令第十九条の規定により、有線電気通信設備の機器（電源機器を除く。）とその電源機器（き電装置を除く。）とを接続する電線は、心線相互間及び心線と大地との間並びに有線電気通信設備の機器の電気回路相互間及び電気回路ときよう体との間に、次に掲げる絶縁耐力及び絶縁抵抗をもたなければならない。

- 一 絶縁抵抗は、使用電圧が三〇〇ボルト以下のものにあつては、〇・二メガオーム以上、三〇〇ボルトを超える低圧のものにあつては、〇・四メガオーム以上であること。
 - 二 使用電圧が高圧のものにあつては、その使用電圧の一・五倍の電圧を連続して一〇分間加えたときこれに耐えること。
- 4 令第十九条の規定により、有線電気通信設備の機器の金属製の台及びきよう体並びに架空電線のちよう架用線は、接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合は、この限りでない。
- 5 令第十九条の規定により、架空地線に内蔵又は外接して設置される光ファイバを導体とする架空電線に接続する電線は、架空地線（当該架空電線の金属製部分を含む。）と電氣的に接続してはならない。ただし、雷又は強電流電線との混触により、人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがない場合は、この限りでない。

3. その他関係

3-1 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三～六 （略）

3-2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 （略）
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

都道府県の連絡先一覧

【令和 2 年 4 月 1 日現在】

団体名	郵便番号	住所	担当課	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	総合政策部 情報統計局 情報政策課	011-231-4111
青森県	030-8570	青森市長島 1-1-1	総務部 行政経営課	017-734-9163
岩手県	020-8570	盛岡市内丸 10-1	ふるさと振興部 科学・情報政策 室	019-629-5313
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	震災復興・企画部 情報政策課	022-211-2472
秋田県	010-8572	秋田市山王 3-1-1	企画振興部 情報企画課	018-860-4271
山形県	990-8570	山形市松波 2-8-1	みらい企画創造部 ICT 政策推 進課	023-630-2094
福島県	960-8043	福島市中町 8-2	企画調整部 情報政策課	024-521-7134
茨城県	310-8555	水戸市笠原町 978-6	企画部 情報政策課	029-301-2546
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	経営管理部 情報システム課	028-623-2220
群馬県	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	企画部 情報政策課	027-226-2332
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	企画財政部 情報システム課	048-830-2269
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	総合企画部 政策企画課	043-223-2189
東京都	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	総務局 情報通信企画部 企画課	03-5388-2571
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通 1	政策局 知事室 (テレビ・ラジオグループ)	045-210-2038
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	総務管理部 情報政策課	025-280-5106
富山県	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	経営管理部 情報政策課 (I T 推進係)	076-444-3116
石川県	920-8580	金沢市鞍月 1-1	企画振興部 地域振興課 (地域づくり支援グループ)	076-225-1312
福井県	910-8580	福井市大手 3-17-1	総合政策部 政策統計・情報 課 (I T 推進グループ)	0776-20-0270
山梨県	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	総務部 情報政策課	055-223-1416
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692- 2	企画振興部 情報政策課	026-235-7138
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	総務部 情報企画課 (地域情報化係)	058-272-1111 (内線 2263)
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	経営管理部 I C T 推進局 I C T 政策課	054-221-2360
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	総務局 総務部 情報政策課	052-954-6112
三重県	514-8570	津市広明町 13	総務部 スマート改革推進課	059-224-2200
滋賀県	520-8577	大津市京町 4-1-1	総合政策部 情報政策課	077-528-3380
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西 入藪之内町	政策企画部 情報政策課 スマート情報化・セキュリティ担当	075-414-4342
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前 2	総務部 I T 推進課	06-6941-0351
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	企画県民部 情報企画課	078-341-7711

			高度情報化班	
奈良県	630-8501	奈良市登大路町 30	総務部 情報システム課	0742-27-8446 (ダイヤルイン)
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	企画部 企画政策局 情報政策課	073-441-2406
鳥取県	680-8570	鳥取市東町 1-220	総務部 情報政策課	0857-26-7849
島根県	690-8501	松江市殿町 1	地域振興部 情報政策課	0852-22-5700
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	県民生活部 情報政策課	086-226-7432
広島県	730-8511	広島市中区基町 10-52	総務局 業務プロセス改革課	082-513-2451
山口県	753-8501	山口市滝町 1-1	総合企画部 情報企画課	083-933-2678
徳島県	770-8570	徳島市万代町 1-1	政策創造部 地方創生局 Society5.0 推進課	088-621-2117
香川県	760-8570	高松市番町 4-1-10	政策部 情報政策課	087-832-3140
愛媛県	790-8570	松山市一番町 4-4-2	企画振興部 政策企画局 総合政策課 デジタル戦略室	089-912-2281
高知県	780-0870	高知市本町 4-1-16	総務部 情報政策課	088-823-9650
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	企画・地域振興部 情報政策 課 情報化推進班	092-643-3229
佐賀県	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	統括本部 情報・業務改革課	0952-25-7035
長崎県	850-8570	長崎市江戸町 2-13	総務部 情報政策課	095-895-2230
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	企画振興部 交通政策・情報 局 情報企画課	096-333-2144
大分県	870-8501	大分市大手町 3-1-1	商工労働部 情報政策課	097-506-2069
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	総合政策部 情報政策課	0985-26-7046
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	企画部 情報政策課	099-286-2388
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	企画部 総合情報政策課	098-866-2036

各地域の総合通信局等の連絡先一覧

【令和 2 年 4 月 1 日現在】

団体名	郵便番号	住所	担当課	電話番号
北海道総合通信局	060-8795	北海道札幌市北区北 8 条 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	情報通信部 放送課	011-709-2311 (内線 4674)
東北総合通信局	980-8795	宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	放送部 有線放送課	022-221-0706
関東総合通信局	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 22 階	放送部 有線放送課	03-6238-1723 (茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県) 03-6238-1724 (千葉県、東京都、神奈川 県、山梨県)
信越総合通信局	380-8795	長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	情報通信部 放送課	026-234-9993
				026-234-9930
北陸総合通信局	920-8795	石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部 放送課	076-233-4493
東海総合通信局	461-8795	愛知県名古屋市中区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	放送部 有線放送課	052-971-9407 (岐阜、愛知、三重)
				052-971-9408(静岡)
近畿総合通信局	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 4 階	放送部 有線放送課	06-6942-8571 (京都、大阪、奈良)
				06-6942-8572 (滋賀、兵庫、和歌山)
中国総合通信局	730-8795	広島県広島市中区東白島町 19-36	放送部 有線放送課	082-222-3350
				082-222-3392
四国総合通信局	790-8795	愛媛県松山市味酒町 2-14-4	情報通信部 放送課	089-936-5039
九州総合通信局	860-8795	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	放送部 有線放送課	096-326-7878 (福岡、佐賀、長崎)
				096-326-7879 (熊本、大分、宮崎、鹿児島)
沖縄総合通信事務所	900-8795	沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-5F	情報通信課	098-865-2307